

第七十一回国会 参議院地方行政委員会會議録第十六号

昭和四十八年七月十二日(木曜日)
午前十一時七分開会

委員の異動

七月十一日

辞任

林田修紀夫君

補欠選任

玉置 猛夫君

出席者は左のとおり。

委員長

久次米健太郎君

理事

柴立 芳文君

寺本 広作君

河田 賢治君

委員

片山 正英君

斎藤 寿夫君

玉置 猛夫君

原 文兵衛君

増田 盛君

秋山 長造君

神沢 浄君

戸叶 武君

和田 静夫君

上林繁次郎君

藤原 房雄君

村尾 重雄君

中村 弘海君

山口 鶴男君

江崎 真澄君

田村 宣明君

岩間英太郎君

衆議院議員

修正案提出者

議者

自治大臣

政府委員

警察庁刑事局長

文部省初等中等

教育局長

文部省体育局長 渡谷 敬三君

厚生省医務局長 滝沢 正君

厚生省社会局長 加藤 威二君

厚生省保険局長 北川 力夫君

労働省労働基準局長 渡邊 健二君

建設省都市局参事官 大塩洋一郎君

自治政務次官 武藤 嘉文君

自治大臣官房審議官 森岡 敬君

自治大臣官房審議官 近藤 隆之君

自治省行政局公務員部長 植弘 親民君

自治省財政局長 鎌田 要人君

常任委員会専門員 伊藤 保君

自治省行政局行政課長 砂子田 隆君

事務局側

説明員

自治省行政局行政課長

砂子田 隆君

本日の会議に付した案件

○地方行政の改革に関する調査(地方公営企業に関する件)

○地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(衆議院送付、予備審査)

○公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○連合審査会に関する件

○委員長(久次米健太郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

昨十一日、林田修紀夫君が委員を辞任され、その補欠として玉置猛夫君が選任されました。

○委員長(久次米健太郎君) 地方行政の改革に関する調査のうち、地方公営企業に関する件を議題といたします。

質疑のある方は順次御発言願います。

○和田静夫君 まず、公私社会福祉の分離の原則というのがあるようですが、それはどういふようなものですか。

○政府委員(加藤威二君) 分離の原則という、はっきりしたあれではございませんけれども、社会福祉施設につきましては、公立でやっておるものと、それから民間でやっておるものとがござい

ます。で、従来はとくく民間の施設が比較的多かったわけですが、社会福祉に對しまする国、地方公共団体の責任というものが次第に認識されてまいりまして、最近ではやはり公立の施設の比率が多くなつてきています、今後ともそういう方向で進むであろう、こういうのが社会福祉施設に對する公立、私立の關係でござい

ます。○和田静夫君 地方公共団体が設置した社会福祉施設の社会福祉事業団あるいは社会福祉法人等への経営の移管ですね、この経営の移管というのは、いまの原則に反しませんか。

○政府委員(加藤威二君) 社会福祉施設は、地方公共団体がつくつたものにつきましても、地方公共団体がみずから経営するというのが一番形としてはすっきりした形だと思ひます。ただ、地方公共団体におきましては、やはり定数の關係、そういった關係もございまして、社会福祉施設をつくりたいけれども、またそれを全部地方公務員に

たしますと、定数の關係でなかなかむずかしいといふようなことから、昭和三十五、六年ごろから、地方自治体におきまして、一応、社会福祉施設の建物は地方公共団体でつくる、しかし、その運営は民間の社会福祉法人、そういうものに委託するといふ傾向が出てまいつたわけでござい

ます。これについては、確かにいろいろ議論もあると思ひますが、考えようによつては、社会福祉施設の経営というものが、公務員でやるのがいいのか、あるいは民間の人たちに委託するのがいいのかといひますと、これは見方によつて一長一短あると思ひます。そういうことで、民間に委託するのはいかぬといふことも言えない。そういうようなことで、私どもは積極的にそれを進推するといふことではございませんけれども、地方公共団体からの非常に強い要望がございまして、そういう形が次第に多くなつてまいつたわけでござい

ます。で、私どももいたしましては、そういうことで、社会福祉事業団というものについて昭和四十六年に通牒を出しまして、いろんな規制を加えながらそういうものの健全な発展をはかつていこうと、こういうぐあいに考えておるところでござい

ます。○和田静夫君 いまの答弁にありましたように、自治省、まず定数の問題で引つかつてこつていふ状態をつくつた。それから、地方公共団体から強い要望があつたからこうだと、こつていふ答弁なんです。自治省、それはそのまゝ受けられますか。

○政府委員(鎌田要人君) 直接、財政で所管をしておるわけではございませんので、的確なお答えになるかどうかはわかりませんが、私どもの指導方針といひましては、やはり社会福祉施設というものの円滑な運用をはかつてまいると、こつていふ面から、あえてこつていふ公營といふことにこだわ

る必要はない。責任の所在を明確にし、運営の適正

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

を

が期せられるならば、民間委託というものも進められていい、こういう判断をいたしておるわけでございます。その場合に、いま定数の問題というお答えがございました。定数の問題もさることながら、やはり基本的には、どのような形で運営をすることが効率的な運営ができるかということになるのだらうと思ひます。もちろん、定数の問題も、御案内のとおり、地方財政、非常に案でない状況のものでございますから、そういう願望が働くというところは当然あり得ることだと思ひます。

○和田静夫君 定数問題は、あとからちよつと触れますが、厚生省、いま言われたとおり、昭和四十六年七月十六日付けで「社会福祉事業団等の設立及び運営の基準について」といふ、社会局長、児童家庭局長通達を出されてますね。この通達を出した趣旨というのをもう一ぺん……

○政府委員(加藤威二君) これは先ほどもちよつと申し上げましたけれども、要するに、地方のほうで、社会福祉施設を地方公共団体がつくりまして、その運営を民間団体に委託するというケースが非常にふえてきたわけでございます。そういうことで、三十何県の県でそういう事態が出てまいりましたので、私もといたしましては、そういう事態を前提といたしまして、これを野放しにしておいていかどうかということ、そのためには、やはり地方公共団体がそういう民間に委託するといつても、委託しつ放しではなくして、相当厳重な監督のもとに、実質的に地方公共団体が運営するとあまり変わらないような形で適正な運営がはかられるようにする必要がある。そういうことで、この通達によりまして、社会福祉事業団等の設立及び運営の基準を定めまして、社会福祉事業団を設置する場合にはこういう基準でやれ、それから運営する場合にはこういう基準でやれという、そういう基準をつくりまして、そして、その社会福祉事業団が円滑に、適正に設立並びに運営されるようにと、こういうことで基準をつくらなければなりません。したがって、特にこの通達によって積極的に社会福祉事業団をつくれと

いうことを指示したわけではございませんで、むしろ、つくる場合にはこういう基準によって適正にやれと、こういう趣旨で出したわけでございます。

○和田静夫君 ところが、この通達によって、地方公共団体が設置した社会福祉施設の社会福祉事業団への経営の委託、あるいは社会福祉事業団以外の社会福祉法人への経営委託、これが、いまあなたが答弁をされた趣旨とは逆に、一そう促進をされている、そういうふうには私には思ひますが、そうお思ひになりませんか。

○政府委員(加藤威二君) 確かに、私も、この通達をごらんいただきますと、特にこれを積極的に推進しろといふことは書いてございせん。しかし、従来、非常にあいまいであつたものにつきまして、一応、設立運営につきましてはこういう基準でやつてもらいたいといふことで、従来、はつきりしなかつたものにつきまして一つの基準をつくりました。そういうことで、確かに、先生おっしゃる通りに、まあこういう——私も、必ずしもこれによって大いにそういうものを積極的につくれるという指導は、もちろんいたしておりませんけれども、地方公共団体といたしましては、なるほど、こういう基準で設立をやればいんだなといふことで、こういうものが、若干、通達を出すことによってふえたといふことは、これはあり得ると思ひます。

○和田静夫君 実際問題として促進を——意図のいかんを問はず——されている。で、地方公共団体が設置した社会福祉施設が幾つ、その幾つのうちで、社会福祉事業団への経営委託が幾つで、それから社会福祉事業団以外の社会福祉法人への経営委託が幾つであるか。四十六年四月一日、四十七年四月一日、四十八年四月一日現在で数字を出して、その推移をまず示してもらいたい。同時に、それらの施設職員の総数のうち、地方公共団体からの出向職員、それから事業団等の雇用職員の内訳の推移を同時に示してください。

○政府委員(加藤威二君) 先生の御要望の数字に

ついては、いま、この席で全部申し上げられないものもございしますが、それについては後ほど調査の上、資料として御提出申し上げたいと思ひます。

わかるだけ申し上げますが、これは四十七年の十月現在でございますが、社会福祉施設総数が二万六千七百六十六でございます。そのうち、公立施設が一万七千五百八十九でございますが、その公立施設のうち、民間に委託した施設が七百三十八でございます。その七百三十八のうち、事業団に委託してあるのが二百八十九でございます。事業団が二百八十九でございます。したがって、七百三十八から二百八十九を引きました四百四十九というのが、その他の、社会福祉事業団以外の、財団法人とか、社団法人とか、あるいは一般の社会福祉法人に委託してある。その内訳については、まだ詳細に数字がございせんので、調べた上でこれをお届けしたいと思ひます。

それから年次別につきましても、いま申し上げましたように、これは四十七年の十月でございますが、四十六年あるいは四十八年につきましても、調査の上、至急に提出したいと思ひます。

それから職員でございますが、職員は大体社会施設職員の、事業団の職員が大体六千人でございますが、そのうち、県とかあるいは市から出向しておる職員の割合は三・六%でございます。数字につきましても、さらに詳細に表をつくりまして御提出申し上げたいと思ひます。

○和田静夫君 雇用職員は……。出向以外の雇用職員、事業団等の。

○政府委員(加藤威二君) 事業団の職員が六千名でございます。ちよつと端数はございせんがもしれませんが、詳細はさらに調べてお出しいたします。

○和田静夫君 この通達で「地方公共団体が設置した社会福祉施設は、地方公共団体において自ら経営するほか、施設経営の効率化が図られる場合には、社会福祉法人組織により設立された社会福

祉事業団に経営を委託することができるとし、社会福祉事業団の設立・資産・役員・施設整備・委託料等に関する基準を設けて公的責任の明確を期するとともに経営の合理化に資することとする。」と、まあ言つていますね。ここで言われている「施設経営の効率化」とはどういう内容ですか。

○政府委員(加藤威二君) これは一般的なあれとして書いたわけでございますけれども、先ほど申し上げましたように、社会福祉施設の経営につきましては、公務員がやるのがいいのか、あるいは民間でやるのがいいのかという問題がございまして、一長一短がございまして、しかし、県なり市で職員がやるという場合には、県、市の人事交流の一環として施設のほうに配置転換をさせられる、そういう場合には、必ずしも社会福祉にないわけではございません。ところが、これが民間の社会福祉法人ということになりますと、やはり、そういう事業について一応熱意を持った人たちが集約的にやるという場合が多いわけでございます。そういう点からいいますと、そういう民間の施設に経営を委託したほうが、そういう熱心な人たちが自分の一生の仕事としてやるということでございますので、いろんな面で効率化がはかられるという程度の意味でございますが、非常に抽象的な点でございますが、こういう表現を使つたわけでございます。

○和田静夫君 それでは、地方公共団体が経営する施設において、その「経営の効率化が図られる場合」といふのはどういふ場合ですか。

○政府委員(加藤威二君) いま申し上げました裏のほうのかつこつになりますけれども、地方公共団体が、やはり、そういう社会福祉施設について、地方公共団体の当局者といふか、責任者が、非常に熱意を持ってそういう施設に向いた人間を積極的に回すというよりなこと——要するに、人事の都合上で、とかく社会福祉施設に回される人間というのは、一般の行政事務ではちよつ

となまぬるという者が回ってくる場合が相当例が多いわけでございます。そういうことではなくして、やはり、社会福祉施設に積極的に取り組みたいというような職員を回していくというようなこと、そのほか、そういう社会福祉施設間の人事の交流を積極的にやるとか、あるいは施設を集团的に一カ所に集めて運営するとか、そういったような、社会福祉施設について県の当局者が非常に熱意を持ってやるといふような場合だと思ひます。

○和田静夫君 公務員部長、いまの答弁、黙って聞いておられるかね、これ。この委員会は、そこにも斎藤前知事もいるし、知事経験者や市長経験者がたくさんいるわけですし、副知事の経験者はそちら側に並んでいらつしやるし、こういうような形で人事の交流をあなた方は全部やっているわけですか。厚生省が言うような答弁——熱意のない人間を社会福祉施設関係職場に配置をする、そういうのが非常に目立つんだそうです、厚生省に言わせりゃ。こんな侮蔑的な答弁、そして、そういうものを前提にしながら委託経営というものがはかられていく。大臣、次官、どうです、これは。

○政府委員(加藤威二君) 私は、それは一般的な傾向として申し上げたわけじゃないでございまして、中にはそういう例もあり得るということでございます。ですので、特にそれが一般的であるということをお申し上げたわけではございません。

○和田静夫君 しかし、それは局長、あなたどこか狂っていませんか。いまナショナルミニマムが問題になり、シビルミニマムが問題になり、日本の行政全体がそこに視点を当てて、充実強化がはかられるという状態になっている。そういう視点を立てて、自治体というのは、たいへん力を入れた行政を苦しい中でやっているわけでしょう。財源問題はあとから厚生省に尋ねますけれども、ところが、そういうものを否定する観点に立つてこういう通達がいわゆる創意をされたなどということ、黙ってこの委員会は開きのがすわけには

いきませんよ。これは次官、そうじゃないですか。

○政府委員(武藤嘉文君) 私ども——私自身はまだ地方自治体経験がございませんが、私が聞いておる限りにおきましては、地方自治体においてそのような差別をした人事交流というのは実質はやっていないと、こういうふうに私は聞いております。

○政府委員(権弘親民君) いま政務次官から御答弁なされたように、一般的にいいまして、人事交流、人事の配置転換といいますが、これにつきましては、適正な人事、すなわちその職務に適當する者をまず充てるというのが原則でございます。それから、その意味におきましては、たまたま社会局長の御指摘のような例が見られるかもしれないが、それは、場合によってはそういう例外はあるかと思ひますが、一般的に人事当局者がとっております態度は、それぞれの職場に適切な職員を配当するというのが本旨でございます。したがって、それと、いかなる事務を委託するかという問題は、若干異なる次元の問題ではなからうかと思ひております。

○和田静夫君 そうだから、社会局長、まさに例外的なものを一般的な規範としてあなたは述べられたわけだ、前段の答弁では。それは、もう明確にやっぱりの機会に取り消される必要があると思ひますが、いかがですか。

○政府委員(加藤威二君) 確かに、私の発言について不穏当な点については取り消すにやぶさかでございますけれども、私の真意は、やはり県の施設であるという場合には、要するに、県のほうの人事のあれで異動が行なわれるということになりますと、二、三年おつてまたほかにかわる、あるいは、たとえばほかの、全然社会福祉に関係のない仕事をやってた人がほんと社会福祉施設のほうに転動を命ぜられるというふうな、そういうことがこれはあり得るわけでございます。で、そういうことで、社会福祉施設を中心にし

て必ずしも人事が行なわれるかどうか。やはり、県全体をながめて人事というものは行なわれるであらう。そういう観点からいいますと、民間の施設になりますと、これはほんとうにその社会福祉施設のために一生をささげようという人たちが集まってくるわけでございますので、そういう点の差異はあるということをお申し上げたわけでございます。

○和田静夫君 それじゃ、逆に、地方公共団体の直営から社会福祉事業団にその経営を委託をされて、そして、いまあなた方が通達で言う「施設経営の効率化」がはかられた具体的な実例をあげてください。

〔委員長退席、理事寺本広作君着席〕

○政府委員(加藤威二君) まあこの通達が実施されてからまだ日が浅いわけでございますので、いま先生御指摘のような御質問にお答えするような具体的な事例ということはまだつかんでおりませんけれども、ただ、私どもは、やはり繰り返し申し上げるように、これは厚生省のほうからいうやれという形でできたわけではございませんので、みんな地方公共団体のほうからそういう形をつくってきたわけでございます。それをこつちが認めて、それで一つの基準をつくつたということでございます。ですので、相当多くの地方公共団体がそういう形をとるといふことは、それなりに、地方公共団体が、やはり現状の形ではそういう形をとるのが一応ベターだと判断して、そういう形をとつてきているというぐあいに私どもは考えたわけでございます。それを認めて、それで、しかもそれがさらに適正に運営されるように基準をつくつたということでございます。

○和田静夫君 まあ通達が出て二年たったけれども、具体的な事例をここであげることはできない、そういう状態にある。そうして、後ほど私が指摘をしていくように、まさに「施設経営の効率化」がはかられたのではなくて、むしろ、阻害をされた例のほうが多い、こういう形に、いまの答弁を引っくり返すようになるように思ひます。で、そこにいく前に、さらにこの通達には、二

で、「地方公共団体が設置した施設の委託先は社会福祉事業団を原則とするが、これによりがたい場合には社会福祉事業団以外の社会福祉法人に経営を委託することができるとし、この場合における所要の基準を設けることとする」、こういうふうにあります。この社会福祉法人等への経営委託というのは、どういふ観点でこれを認めたわけですか。

○政府委員(加藤威二君) まあ、先ほども申し上げましたように、私どもは、社会福祉事業団というものに統一しよう、社会福祉事業団というものが一番いいんだという観点に必ずしも立っているわけではないわけでございます。現在、現実に、地方公共団体におきましても、社会福祉事業団をつくつておられるところもありますし、それから社会福祉事業団をつくらないで、一般の民間の公益法人あるいは社会福祉法人に委託しているところもございまして。東京都なんかはその例でございますが、……。だから、そういうことでございまして、私どもがほんとうに、社会福祉事業団が一番いいんだ、そういう形が一番いいんだということであれば、そういう例外を認める必要はないのかもしれないけれども、必ずしもそうではないというところでございまして、全部、社会福祉事業団という形にする必要もないということ、例外的に現実にそういう形をとっている地方公共団体もありまして、それをそのまま認めながら、しかも、やはり基準は社会福祉事業団の運営、設置の基準に準じて適正にやつてもらいたいということ、そういう形をとつたわけでございます。

○和田静夫君 私はここに昭和四十六年三月、全国社会福祉協会がまとめた「社会福祉施設近代化の諸問題」と題するいろいろなレポートを持っています。これを眺めますと、社会福祉法人等の中に、法人の名を利用する私営企業体と断ぜられずとも抗弁の余地のないものがあるというところを明確に認めています。そういう実態をどの程度つかんで、いまこの答弁に言われたような形のものをお認めになったわけですか。

○政府委員(加藤威二君) 確かに、社会福祉法人の中には、その運営が必ずしも適正でないというようなことで事故を起こすような団体もございます。九千近い民間の社会福祉施設でございますので、なかなか監督の行き届かない点もございますし、事故を起こす例もございますが、少なくとも地方公共団体が建てた施設を運営を委託するという場合には、その責任者にでき得れば知事になるとか、あるいは民生主管部長が役員になるとか、いろいろな形をできるだけとるようにしてまいりまして、そして県が、地方公共団体が事実上運営しているというように形になるべく近い形に持っていく、そういうことで、この通達でも書いてあるわけでございます。そういうことで、私どもはいろいろな民間の社会福祉法人には問題があるというところは承知いたしておりますけれども、県が、地方公共団体がつくって、そしてそれを民間に委託している、そしてこういう規則を、地方公共団体の責任者が実質的にそのうちのほうの責任者になるような形で運営されるというのであれば、一般の民間社会福祉施設と違ひまして、こういうものについては、そういう事故とか、そういうものは非常に少ないであらう、そういうことで、なるべくそういう形をとらせるようにしたわけでございます。

○和田静夫君 この前松江で、地方自治体の社会福祉職場で働く人々の集会が行なわれました。朝日その他が大きく報道しましたから、御存じだと思っておりますが、戦前から民間で保育園を経営をしている一老婦人がこれに参加をされて、私にとつて保育というのは、仕事であり犠牲であった、しかし、そうした私の善意が日本の低福祉水準というものをささえてきたことに気づいた、それで、権利を主張する皆さんの集会に参加することにした、こういうふうに——私も出席をしました、が、発言をしていました。私は、確かにこの種の仕事に民間的ボランティアの精神が必要だとは思いますが、政府としてそれを当てるということには許されなと思うのです。それはいかがですか。

○政府委員(加藤威二君) この点については先生

の御指摘のとおりだと思います。とかく従来のわが国の社会福祉施設、社会福祉というものは、そういう民間の人たちの好意と犠牲の上に寄りかかっていたという面が非常に多いと思います。そういう点は、やはり一応国なり地方公共団体の責任を明確にして、そしてもちろん民間の善意というものは、これは大いに社会福祉制度を伸ばすためには、これは諸外国でも同様でございますけれども、民間の善意というものをたたよなければならぬ点は多々ございますけれども、しかし、いろいろな財政的な負担、そういうものをとらえん民間に押しつけていくということは許されなと思います。そういう意味で、やはりこれは国、地方公共団体が社会福祉の中心的な立場に立つて、それに民間の協力を得て社会福祉を伸ばしていくというのが理想的な形だと思います。

○和田静夫君 たとえば、この保育という問題が一部細民を対象としたチャリティーであった、そういうような時代というものが、これはどこまでにかかき一般化した今日の状態と比較してみればこれは明確であります、社会福祉事業をほんのわずかで民間ボランティアに期待するというのは、時代は、いま言ったとおり、終わっている。すでに、民間社会福祉施設においてさえ、公的責任による財政措置の拡大なしにはやっていけないものではないでしょうか。そもそも厚生省は、社会福祉法人等が経営する施設内部で統廃している不祥事件というものを、一体どういうふうにとらえていらつしやいますか。

○政府委員(加藤威二君) 確かに、遺憾ながら社会福祉——先ほど申しましたように、民間の社会福祉施設が九千近くございまして、いろいろな事故があるというところは承知いたしております。で、その事故については、一つは全く社会福祉施設を運営するに値しないほどの要するに事故であるというものもございまして。しかし、中には、措置費が非常に少ないというところから、その流用と申しますか、いろいろな人件費をほかに回わすというふうな、あるいは収容者に対する食費を

削つてはかに回わすというふうな、措置費が必ずしも十分でないというふうな点、それからやりくりの苦しさ、ことに社会福祉施設を経営しておられる方で非常に困つておられますのは、設置する場合にある程度自己負担がございまして、それを、大体社会福祉事業振興会というふうな金融機関から金を借りる、その返還に非常に苦勞されるわけでございます。その返還の資金というのは、私どものほうから配賦いたします措置費の中に含まれていないわけでございます。そういうことで、非常にやりくり苦勞されるという点で、経理上のそういう苦しさからくる問題が事故として出る場合もございまして。

そう言つても、前者の場合は言詰同断でございます、これは社会福祉施設を経営する資格のないというふうな人たちがございまして、後者の場合には、非常に社会福祉施設に対する運営費等が苦しい場合があるわけでございます。年々非常に改善いたしておりますけれども、それでもまだ必ずしも十分と言えない。そういう点のやりくりの苦しさから出てくる問題、しかも、経理についての知識が乏しいために起こるミス、こういうものもあると思ひます。そういう二つの傾向があるというふうに考えておるわけでございます。

○和田静夫君 何か非常に安易な考え方が、それじゃ過去三年間における社会福祉法人等の経営する社会福祉施設内で起こった刑事事件、民事事件のすべてをあけてください。刑事事件は警察庁のほうでしょうけれども。

○政府委員(加藤威二君) 非常に施設の数が多く、しかも、なかなか中央に地方公共団体から積極的に報告が出てこないものですから、必ずしも全貌を把握しておらないわけでございますが、中央紙に出たというふうなわりあい大きな不祥事件についてだけ資料があるわけでございますけれども、それは四十六年に三件、四十七年五件という程度で、厚生省で把握しておりますものが非常に数が少ないわけでございますけれども、これはさらに調べますれば、こんな数ではなく、もっと

大きな数にならうと思ひますが、またその全体を把握していないという段階でございます。

○政府委員(田村宣明君) ただいま御質問の件につきまして、そういうふうな形で統計をとつてございせんので、正確な数字はちよつと申し上げかねるのでございましてけれども、警察庁のほうに報告のあったおもなものを拾つてみましたところ、四十五年から現在までに詐欺事件が二件、六名、業務上横領が四件、三名、贈収賄が一件、三名、それから補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の違反が二件、四名でございまして、これを合計いたしますと、九件、十六名というものが、私どものところに報告のありました主要な事件の数でございます。

○和田静夫君 たとえば私はここに北海道の道新、北海道新聞に出ただけの記事を持っています、これに出ただけの記事でも、いま両省で述べられた答弁からかけ離れた処分が出ていくわけですね、いわゆる不祥事件に伴うところの職員に対する処分、これ、夕張があつたり、白石があつたり——これは札幌ですが——あるいはこの北見があつたり、あるいは札幌の他の福祉事業団があつたりというふうな形でもあつております。

で、どうしてこういう事件が統廃するかという点については、先ほど社会局長が言われましたけれども、経営の苦しさからくる流用等の問題で、しかも、会計事務処理上知識が十分でなく、そして事件に結びついていく、そういう、言つてみれば善意のものがあるなどという答弁ですね。一言で言へば、あの後段の部分ですね。しかし、そんなことでしょうか、これは。

○政府委員(加藤威二君) 中にはそういうものもあるだろうということを申し上げたのですが、それは刑事事件になつてくるというふうな場合にはやはり相当悪質なもので、単なる経理上の誤りというところではないと思ひます。ただ、私どもが、こういう刑事事件ということじゃなくして、事故としていろいろ考えます場合に、そういうものがまあいろいろ——運営の適正を欠いているという

ものは相当たくさんあるだろうということを申し上げたわけでございます。刑事事件として出てくるといふようなものはまあ相当懸念なものであらうと思ひます。

○和田静夫君 私は実はこういふふうには考えるのです。その原因としては、まず第一には、それらの施設の——言われるとおり、財政的基盤が不十分で、経営のやり繰りに追われることが一つあるでしょう。それから第二には、理事会などの責任ある機関の運営が形骸化をして、有名無実であるということでもあります。それから第三には、この労使関係が非常に前近代である。加藤社会局長は、熱意のあるものというところをさされますが、それは逆の意味で、そこに便乗をして、奉仕の精神などというふうな、そういう形のものに便乗をしながら、理事会の側が非常に前近代的な労使関係というものを統括している。こういうことが私は主たる原因だと実は思ふのです。で、ここについて、厚生省は、やっぱり改善の措置というものをいふ具体的に考究をすべきだと思ふのです。が、そうお考えになりませんか。

○政府委員(加藤威二君) 確かに社会福祉施設で働いておる職員の方々の処遇については、いままで非常に不十分な点が多かつたわけでございいます。そういうことで、私もやはりそういう点についてはできるだけ改善をはかつていくということ、四十六年、四十七年、二年計画で、相当大幅な給与の引き上げをいたしました。で、平均的な数値でございしますけれども、大体国家公務員に準ずるといふ給与が支給できるような措置費というのを、一応、四十六年、四十七年、二カ年にわたつてつくり上げたわけでございします。もちろん、地方公共団体の給与とはまだ格差はございしますけれども、国家公務員並みの給与が支給できるという給与の体系。それからもう一つは、職員の数が非常に少ないということのために、非常にオーバーワークになつてゐるという点がございします。で、今後はやはりそういう人員増という点に全力をあげまして、施設の職員が過重労働にならないように

ということ、これは四十八年度にも相当増員いたしましたけれども、四十九年度以降は、やはり人員増という点に重点を置いて、要するに職務の非常な過重になるという点を避けるように努力したいと思ひます。

○和田静夫君 まあ結局はなかなか手が届かないわけでしょう。私は、まあすつきりちゃんと自治体に運営を返してしまへば問題はないと思つてゐるんですけれどもね。こういう形勢をとつてゐる以上、いかにあなた方が述べられたつて、まだまだこの状態というものは継続する、きめ手になるものはなかなかないんだと、私はこう思つてゐるんです。やっぱり不能率のようであつても、議会の統制なりあるいは住民的な監視を受ける、そういう地方公共団体の直営方式というものが、効率的の面からいつても一番いいわけですよ。社会福祉事業団の場合に、たとえば知事、市長を理事長としておられます。先ほどから何へんも答弁されておられます。で、民生の主管部局長を理事とすること、そういうことで、形の上では確かに公的責任を明らかにしようとしてゐるようでありまして、しかし、この場合でも、私は理事会の運営の形骸化は避けられないと思ふのです。

そこでお聞きをいたしますが、この通達によりまして、たとえば五に、「役員等」というのがありますね。ここで、「理事長は原則として都道府県知事又は市長とし」とある。そして引き続き、「事務局長及び施設の長は、理事長が都道府県知事又は市長の承認を得て任命する」とあるわけですね。知事や市長が、知事や市長の承認を得て事務局長、施設長を選ぶというの、まさにこれには無意味じゃありませんか。

○政府委員(加藤威二君) 確かにまあ実質的に言いますと無意味ということになりますけれども、要するに、この理事長というのは、事業団の理事長たる知事という形で、知事のうちの事業団の理事長長といふものが、これは行政庁のトップである都道府県知事の、また市長の承認を得るということ、これは知事が理事長の場合には若干無意味

というふうなことがあり得ると思ひますけれども、ここにも書いてありますように「原則として都道府県知事又は市長」ということでございしますので、やはり例外的に、理事長が都道府県知事や市長でない場合はあるわけでございします。そういう場合場合には効果が出てくるというふうなことで、確かに知事が理事長の場合には、必ずしも必要がないかもしれませんが、そういうことでいろいろ規定を入れたわけでございします。

○和田静夫君 どうもあなたの答弁というのは、例外的のほうが非常に重いのですがね。自治体の直営の場合、施設長といへども、これはご存じのとおり、管理職として適当かどうか、絶えず議会あるいは住民から監視されるということ、絶えず市長の任命権以上のもので制約を受けるわけですよ。で、自治体から離れて事業団ということになりますと、いわゆる狭官制の弊を生む危険性がある。あるいは人事交流という形の処理がむずかしいために、不適当な人物が長く施設長をつとめるという、そういうような事態になることがあつて、そして、そういう事例をあげることが容易である、今日の実態の中では、こういうふうな考へるのですが、いかがですか。

○政府委員(加藤威二君) まあいま先生御指摘のような例が全然ないとは言ひ切れなれないと思ひます。ただ、これにつきましては、地方の議会も、これはみな建物はいつた公費で建てるわけでございます。そういう議会の一般的な監督権として、こういうものについての運営が適正でないということがある、当然これは議会が取り上げて議論もできる問題であらうと思ひます。そういうことで、地方公共団体の施設が直接運営するほど厳重な監督は及ばないかもしれませんが、目にも余るものがあれば、これは議会でも取り上げて議論できる問題だと思ひますので、そういう点もフルに活用していただきまして、運営の適正をはかつていく必要があると思ひます。

○和田静夫君 いまの最後のところ、ちよつともう一ぺん言つてください。

○政府委員(加藤威二君) そういつた、議会のほうからこれはチェックのできる問題だと思ひますので、そういう面も確保していただいて、その適正な運営をはかつていくべきだと思ひます。

○和田静夫君 行政局長はどうなつたのですか。

○理事(寺本広作君) 行政局長は見ておられますが、公務員部長が見えていません。

速記とめてください。

〔速記中止〕

○理事(寺本広作君) 速記起こして。

○和田静夫君 別の問題をそれでは……。

公務員部長、いま茨城県の鉾田町で起つてゐる労使紛争を知つていますか。

○政府委員(権弘親民君) 聞いておりますが、まだ具体的にはあまりよく存じておりません。

○和田静夫君 私はあした現地に入りますが、四十七年の十月に鉾田の町当局と職員組合との間で一律二号アップ、それから不均衡の是正、それから人事異動の際の事前協議、それから通勤手当つけることを内容とする協定、これが結ばれたわけですよ。ところが、四十八年の二月に町長が一律二号アップだけをやらせてやめられたわけですよ。そして選挙があつた。新しい町長が選ばれたわけですよ。その町長を、実は選挙の際に職員組合は積極的に押さなかつたわけですね。積極的に押さなかつたという関係で、石上武という新しい町長は、前町長が成規の手続で職員組合と結んだところのこの協定を破棄して、そして組合の役員十四名中七名を優先に放り出してしまつたということです。これは不当労働行為でしょうね。

○政府委員(権弘親民君) いま先生の御説明のような内容ですと、非常に問題があると思ひます。が、私も一応具体的に、県を通してなり、実情を調査したいと思ひます。そして御指摘のような問題があると思ひます。適切な指導をしなければならぬだろうと、こういうふうに思ひます。

○和田静夫君 そうすると、それはこの委員会が終つたら早急にやつてください、きょう中に。

どうせもう一問あなたにしたら、あなたはここで帰ってもらいますから、いいですね。

○政府委員(種弘親民君) 御指摘の問題につきましては、できるだけ早く調査したいと思ひます。

○和田静夫君 二つ目は、外国人の採用問題ですが、あちこちで、たとえば医師不足などが起こっていますから、医師としての外国人を自治体が雇用しているという事例というのがたくさん出てきていると思うのです。そこで、この外国人の地方公務員としての採用の規範とでも申ししますか、そういう点についてはどのようにお考えになつていますか。

○政府委員(種弘親民君) ちょっと手元に資料ございません。正確なお答えは保留させていただきますが、この点は、戦後早々に問題が起こりました、国家公務員の場合にとりうるかという点で、法制局——当時の法制意見局だったと思ひますが、法制意見が出てはいます。ごいいます、それによりますと、国公法なり地公法上のたてまえからいいますと、外国人を採用してはいけなという禁止規定はございせんが、少なくとも、国家機密だとか、そういうたような重要な事務に従事するような採用は適当でないといったような意見が出ておると思ひます。したがういまして、地方公務員の場合も、多分そういうことで、そういった重要な事務といふことが、その範囲についてはいま明確にお答えできませんが、そういうものについてはちよつと問題じゃないかと思ひますが、たとえば医師とかいったような、純粹に民生行政等の場合ですと許されるんじゃないでしょうかと思ひます。これはまた詳細に調べまして、後ほど御報告いたしたいと思ひます。

○和田静夫君 そろそろと、この一定の見解を、自治省としておまとめになつて出されませんか。いま、いわゆる範囲なり、それぞれの部位で区切るのか、職種で区切るのかどうか知りませんが、原則としては、採用することは別に違法ではない、そういうことになつていますね。

○政府委員(種弘親民君) そこの点も含めまして、早急に検討いたします。

【理事寺本広作君退席、委員長着席】

○和田静夫君 去る六月一日の衆議院の地方行政委員会、なぜ学校教育法二十八条に用務員を明記できないかという、そういうのが党の山口委員の質問に答えて、松浦文部省初等中等教育局財務課長は、「用務員さんの子供に対する影響は非常に大きいものがあると存じます。ただし、現在の法令の規定上は、用務員を置くというところは触れていないのであります。ただ、その重要性等は私どもよく認識いたしておるつもりでございます。自治省等にもお願いしまして、交付税措置におきましては、必要な職員を財源措置していただいておりますという現状でございます。、こういうふう述べておられるわけですね。そこでお尋ねをしますが、この問題は、金さえつけばよいという問題として、文部省、自治省は認識をされておるのか。——それじゃまず自治省の財政局長にお尋ねをしますが、学校給食の調理員の関係で、自治省の財政局長として、この基準財政需要額の算定上、標準団体において中学校それぞれば何人見ておつて、そして給与の単位というものは幾らですか。

○政府委員(鎌田要人君) ちよつときょうは病院関係だと思ひまして、その関係の資料を持ってきておりませんので、資料をちよつと取り寄せます。

○政府委員(鎌田要人君) 昭和四十八年度の交付税の積算では、学校給食の調理従事者につきましては、小学校が標準規模校につきまして四人の給与費が計上されております。本俸、期末、勤勉手当等、年一人百四万円ということでございます。それから、中学校が、まだこの基準以下になつておりますが、標準規模校につきまして、給与費が一人、その年間が小学校と同じく百四万円でございます。そのほかに、賃金が一人ということでは三十六万五千円、そういうのが四十八年度の交付税の積算になっております。

○和田静夫君 それで、標準団体における小学校

四人、中学校一・何人というのがありますね。これはまあずいぶん違うわけですね、なぜそんなに違うわけですか。

○政府委員(鎌田要人君) 先生の標準団体といふのは……。

○和田静夫君 八百十人に対してですよ。

○政府委員(鎌田要人君) 標準規模校でございます。これはかつて、給食調理従事員のいわゆる公費以外の負担といふことが、PTA負担などがかなりございまして、文部省といつたしましては、基準を示しまして、公費負担によるちゃんとした調理従事員を置くようにしてもらいたいということでは、自治省のほうでも文部省の基準どおりの積算をしていただいておりますが、中学校のほう、実は完全給食の実施率が低かったものでございまして、昭和三十七年度に、学校数にいたしまして中学校の場合は五四・六%、生徒数にいたしまして五〇・四%ということで、五〇%をこえることになりました。文部省としては、かねがね、五〇%をこえた場合には、ひとつ小学校並みに文部省の基準どおりの積算をしていただきたいということ、自治省にお願いしておつたわけでございますが、四十八年度は諸般の事情から実現いたしませんでしたが、四十九年度につきましてはぜひお願いをいたしたい。また自治省のほうも、そういう線で検討をいたしますということになつております。

○和田静夫君 そろそろと、いまの答弁を受けて、自治省は中学校の場合もやられると、こう理解をさせていただいて、自治省に強く求められておるのです。自治省が、自治体の運営について阻害を与えようというふうなことになるので、よろしく。

○政府委員(鎌田要人君) 中学校の場合、たしか、私の記憶によりますと、実施率がまだ低い、そういう実情を反映いたしまして、たしか、この給食員それから賃金職員を見ておるはずでございます。

ます。この考え方、やはり実施率の動向を見ながら、この基準財政需要の見方というものを実情に即して算定をしております、こういうたてまえでございますので、文部省のほうの詳細な資料をいただいた上で、この点につきましては検討をいたして善処いたしたいというふうに考えておる次第でございます。

○和田静夫君 いま具体的に四十八年に間に合わなかつた——どうも自治省がルーズだったから間に合わなかつたようですね、いまの答弁では、したがって、これ、鎌田財政局長、もうあなたはいまの在任中に一べんちゃんと見直し立てて、そうしたら四十九年、あるいは間に合うものなら四十八年にさかのぼつてそういう形のことを実施される、そういうふうに理解しておいてよろしいですか。早急にですね。

○政府委員(鎌田要人君) 四十八年度は、そういう実情に即して私のほうでは処置をいたしておるはずでございます。でございますから、四十八年度、現在、御案内のとおり、もう七月には本算定をしなればならないということで作業を急いでおりますから、ちよつといまからは資金ワクの関係で入れ込むということは無理であろうと思ひます。四十九年度の問題といたしまして、この問題をよく文部省と相談をして進めさせていただきます、私のほうでございまして、これは名譽のためにひとつはきつりさしておいていただきたいと思ひます。

○和田静夫君 それじゃ、中学校の部分について、いま両者の見解が大体一つになりましたから、したがって、文部省の実態というものを正なるものとして把握することが出来る場合には、そういう改善をする、こういうふうに理解をしておいてよろしいですね。

○政府委員(鎌田要人君) 四十九年度以降の問題として処置を検討していただきたいと思ひます。

○和田静夫君 これ、次官、済みませんがね、検

討させていただきますしや困るんですよ。やっぱり次官、責任においてやりますと……。

○政府委員(武藤嘉文君) 当然、先ほど来の御意見聞いておりまして、それがしかるべくやらなきゃならないという結論が出れば、これは当然やらなきゃならないと、こう考えます。

○和田静夫君 それから、もう一つの部分だけですがね。たとえば秋田県における調査ですが、給食の実施校二百五十九校、児童生徒数十四万二千二百二十四人、調理員は八百四十九、そのうち正規職員はわずかに二七・五%にすぎません。これは秋田県だけの例外ではないような気がするんです、私は。文部省として基準以下にある実態をどうつかんでおられるのか、また臨時職員で穴をふさぐという実態をどう考えていらっしゃるのか。いま自治省のほうからちょっとそういう答弁がありましたから、それを聞かせていただきたいと思います。そしてまた基準に達しない部面というものを、どういうふうな指導をして基準まで高められるか。

○政府委員(益谷敏三君) 全国平均にいたしますと、たとえば標準規模の学校は文部省の基準が四人となっておりまして、小学校の場合は実態が四・七人、中学校の場合には三・九人ということになっておりまして、小学校の場合はむしろ基準以上にならざるを得ない状況です。中学校の場合はまだ基準より少し下がっております。そういうわけでございまして、いま先生御指摘のように、一部におきまして基準以下のところがございます。全国平均とすると、小学校はむしろ基準以上になっておりますが、一部をいう基準以下のところがございます。

それから正規の職員、それ以外の職員という問題でございますが、全額公費負担、それから一部私費負担、全額私費負担という三つの体形がございますが、年々この公費負担に切りかえられております。現在、昭和四十七年度で給食調理従事員の方々は六万七千人余りありますが、そのうち六万六千二百三十二人が全額公費負担になってお

ります。一部私費負担が六百四十五人、全額私費負担が二百十八人。この私費負担のものは年々減っております。そういうことで、その基準に満たないところは少なくとも基準までは置いてもらいたい。それから、私費負担の職員は年々公費負担に切りかえられておりますが、もう一歩で全額公費負担になるところまでできておりますので、その指導を一行なつてまいりたいし、またいろいろな機会にお願いをいたしておるところでございます。

○和田静夫君 これもいま前段のところと約束いただいたように、基準以下のところについてはどうかもう四十九年には解決すると、こういうふうに理解しておいてよろしいですね。

○政府委員(益谷敏三君) 自治省におかれては、全体的ないろいろな問題がございます。でございますが、文部省といたしましては、中学校は、本年度は完全給食は大体五七%前後、児童数にしてもう六〇%近くなるといいます。来年は六〇%をこえると思っておりますので、四十九年度には、ぜひ中学校につきましては、小学校と同じ積算をしていただきたいということでも強く自治省にお願いをするつもりでございます。

○和田静夫君 そうしたら、次官、いまの文部省の答弁よろしいですね、自治省としても確認できますか。

○政府委員(武藤嘉文君) 先ほどもお答えいたしました、私ども、文部省のほうでそういうことでしっかりした調査の結果を出していただければ、そして実態がそういうことになっていく場合には、もちろんその線に沿ってやりたいと思っております。

○和田静夫君 この問題で最後ですが、文部省、現行奨励法としての給食法を義務法化する時代にきていますと私は考えるのですが、どうですか、これ。

○政府委員(益谷敏三君) 現在の給食法は、御承知のように、義務教育諸学校の設置者は学校給食の実施につとめなければならないという奨励法のた

てまえでできております。これをそろそろ「実施するものとする」と、そういういわゆる義務化といえますか——とすべきではないかという意見があることは事実でございます。実はその問題につきましましていろいろな意見がございまして、むしろそういう給食のようなものは、強制的というところからいいますと、むしろ、これは学校の設置者、それから父兄の積極的な御協力を得まして、それから国がいろいろな財政援助などをいたしましてやっつけていくというのはいいかという考え方、ええ、こまごましますし、こまごまきたら、やはりもういっゆる義務化をいたしましてやっつけていくべきではないかというところも考えられますので、現在その問題について検討をいたしておるところでございます。

○和田静夫君 これ、ちょうど大臣お見えになりました、すぐで悪いですが、いまの給食法の義務法化、これは自治省としてももう踏み切るべきだと思つております。次国会に提出しようよ。

○国務大臣(江崎真澄君) これは地方公共団体に密接な関係はありますが、直接的には文部省所管ですから、文部省側のやはり意見を十分徴しませんが、私がにわかにならぬで、来年やりますよと、言うわけにもまいりません。十分御趣旨の点を体して調整をしてみたいと思っております。

○和田静夫君 文部省、これどうです。次国会に提出しようや。もうそこまできてはいるじやないですか、あなたの答弁を聞いています。

○政府委員(益谷敏三君) 学校教育が、とかく一方的といいますか、先生がいろいろ教えますして生徒がそれを受けるという面が現実問題として多いのでございまして、学校給食の場合は、先生と生徒が同じ卓を囲みまして給食をする。その間に、つまり教えるというよりも、むしろ、おのずからなる、そこにいろいろ生徒の持味、ふだんわからぬ生徒の持味とか、いろいろなことも出てまいります。そこを、そういう性格も持つておりますので、やはり学校給食は、学校を含めましての学校の設置者、それから父兄の積極

的な協力、それから国のいろいろな財政その他の援助というふうな考えでやっつけていくのが一番いいという面もございまして、この問題を踏み切るかどうかというところは、なおもう少し検討をさせていただきます。そういうふうに考えております。

○和田静夫君 これはやっぱり私もPTAの会長なんかずつとやってきましたけれども、もう義務法化すべきですよ、これは。たとえばいま福島県の郡山市で、十二月の開成予定の給食センターを下請に出すという、そういう問題が問題になっております。また給食調理員の賃金を見まして、長いPTAの雇用の問題などを含んでの前歴あるいは臨時期間を持つていながら、三万円そこそここのつかみ金で雇われている人も現実にはたくさんいるわけですね。それから、さっき私触れましたように、臨時職員も非常に多いのです、これは自治省も認められてはいるように。もし、学校給食というものの教育的意義がほんとうに理解されているなら、こうした仕出し弁当屋並みの状態というのは起らぬわけですよ。そういう意味でも義務法化は私は必要だと思つてます。

文部省が義務法化の考えをいまお持ちになりつつあるようですが、そういうふうな問題に試行錯誤することなく、もう非常に多くの歴史を経てきたことですから、この辺で義務法化に踏み切る。そして自治省としてもこれを強力にバックアップをすべきだ、そういうふうに考えます。

同時に、郡山市における給食の下請化についての自治省の見解をちょっと承っておきたいのです。

○政府委員(鎌田要人君) 郡山市の実情というところは、私、正確に知悉いたしておりませんので、的確な御答弁にならないかと思つてます。

一般的な見解をいたしましては、これは先ほどの社会福祉施設についてのお話がございましたこととも関連いたしますが、私もやはり下請といふことはございまして、たとえば給食センターというものに委託をする、そういうこと

で効率的に運営ができるものならば、あなたがこれを否定すべきものではないという見解を始終一貫持っておられるわけでございます。ただ、いまの、繰り返して申し上げますように、郡山の具体的な事例を知りませんので、それについての意見ということは差し控えていただきたいと思います。

○和田静夫君 どもも自治省、下請の問題についてだけは非常に前近代的な面ですね。この間うちから、たとえば大牟田の清掃問題がああいう形で起った。この場合でも、厚生省は明確に、やっぱり直営方式でなければならぬと、厚生省の側は言っている。ところが、自治省の側は、かつて下請化を奨励したという経過があったもんだから、今日でも、あんなにごみ問題の処理などが混乱をしておつても、その下請化という方針について改めようとする自治省はしないわけだ。言ってみれば、厚生省でさえ踏み切っているのに、自治省が改めないというのは一体どういうことなんだろう。今度の場合もそうなんですね。何かそれによって経費の面その他で合理化が起り得るなどというような観点に立つてのみのことを考へるというのには、少なくとも、給食、その問題を義務法化しなければならぬという時期にきているときに、それが自治体のつくるところの給食センターではなくて、それがまさに民間業者に下請をされていくという、こんな形のことを、やっぱり私は否定をされるべきだと思ふんですよ。したがって、そういう方向については、大臣、ぜひ検討を加えてもらいたいと思ふますが、いかがですか。

○国務大臣(江崎真澄君) 和田さんがおっしゃる意味は私もわかるような気がいたします。十分実情に即してよく検討してみたいと思ふます。

○和田静夫君 そこで、先ほどの途中で終わつたところに戻りますが、自治省は、地方自治法の二条に規定されている、いわゆる自治体の事務の本体といえますか、固有事務である社会福祉事業が、朝来やつてきたような形で、社会福祉事業団であるとかあるいは社会福祉法人とかに移管をさ

れていくことについて、これをどういうふうに行政の側ではお考えですか。

○説明員(砂子田隆君) どももおかれてまいりまして……

いまお話し、第二条の公共団体の公共事務が、言うならば社会福祉法人のほうにたいへん事業を移管される可能性が高いと、最近そういう法律もできておる、それで自治省は一体公共事務自身をどう考へるんだという御議論であらうかと思ふます。私たちは、あつちの限りそういう社会福祉的な問題というのは総合的に行なわれるということのほうを望ましいとは考へております。ただ、社会福祉事業法自身——私、法律の中身を知悉しておりませんのでよくわかりませんが、これも国会でできた一つの法律であらうと思ふます。そこには、おそらく国民の参加を得てつくられた法律でもあるという考へ方もこれはないわけではないと思ふます。国会自身が、いろいろな形からいふようなことを考へておつておつたにない法律でもあり、そういう中で、ある部分の事実的な行為であるとか、そういうものを他のほうに委託をする、あるいはそれぞれにまかせるといふことが社会福祉法人の中でも可能であるといふお考えに立つて法律をおつくりになったのであれば、どももこれは私たちの論議するところではないのではないかと感ずるもいたします。一般的には、そういう社会福祉の事務に關しましては、もともと法律上総合的に行なわれることが望ましいといふふうにつくつてあるわけですから、なるべくそういう趣旨に沿つて仕事が行なわれることは望ましいことだと思ふます。

○和田静夫君 したがって、自治体の本来の事務として仕事が行なわれることが望ましい。これは地方自治法の二条の解釈からいって明確ですね。その限りでいいですよ、よぶんな答弁要りませんから。

○説明員(砂子田隆君) その限りにおいてはさうだろうと思ふます。

○和田静夫君 やつぱり林行政局長を代理するだ

けのことがありました。で、いまのことです。そこで、私は政府関係特殊法人に關する臨調答申の趣旨に照らしても、さうした移管というのはいやめべきだと思ふんです。加藤社会局長ね。したがって、全部やめなさいといつたつて、あなたここで、いやそれはいかぬと、まだ二年しかたつてない——実態もよくわからぬというのがさつきからの議論ですからね。私はやめるべきだと、こ

う思ふ。しかし、いまここで全部やめると言つたところであれでしょうから、ある一定の境界線を引くべきだと思ふます。これがあなた方は境界線なんだと言われるかもしれない。しかも、地方公共団体が求めてきたものを受けて立つただけだ、こ

ういう論理であつたのは一貫をされておるんですが、それは仮定がどうあらうとも、地方自治体そのもの、公共団体そのものが持つところの首長の内容などというものもずつと変わつてきておるわけですからね、この二、三年。大幅に変わつてきておるんですから、さういふような住

民移行の指向性というよりなもので十分考へながら、厚生省としてはこの境界線を引くべきだと思ふんですが、どうですか。

○政府委員(加藤威二君) 私どもも、この問題につきましましては、一応原則は地方公共団体が設立したものに對しては地方公共団体が運営するといふのが原則だと思ふます。それについて地方公共団体のほうから、別の社会福祉事業団というものに社会福祉施設の運営を委託する、これは私どもは

条例でやつてもらふということにしておりますので、地方公共団体の議会で承認されてさういふかつこりになつてきているといふことでございまして、先生おっしゃるように、何か境界という線が引けるかどうか、これはなかなかかみずかしいと思ひますけれども、私どもは、一応原則はいま申し上げましたような原則でございまして、問題は、私どもはやはり社会福祉施設というものがうま

く運営される、的確に運営されるということを中心にしてこの問題を考へてまいりたいと思ひますので、さういふ観点に立ちまして、なお改める

べきものがあれば私どもも改めてまいりたいといふぐあひに考へております。

○和田静夫君 ちよつと私はもつと具体的に言いますと、この社会福祉事業法の二条でしかたつては、社会福祉事業をその事業の性格によつて一種と二種に分けてますよね。私は、たとえば事業団等への経営の当面移管はせめて二種だけを対象にする、こ

ういうふうにして見たらどうですか。

○政府委員(加藤威二君) しかし、まあ事実上は、私どものほうとして、社会福祉事業の本体といふものは、人を収容して福祉を行なうといふわけの一種の事業がほんとうの社会福祉施設でございまして、現に社会福祉事業団でも、正例的にこの第一種のほうの施設の運営というものを委託しているといふことがございまして、二種だけに限るといふことは、先生の御指摘でござい

ますけれども、いまここで、それはけっこうでございまして、さういふお返事はいたしかねるわけでございます。

○和田静夫君 一種というのは、もう本来的には自治体にまかせておきなさいよ。自治体にも直接やらせる、こ

ういふ形のことをやつぱりいいはずですよ。検討を約束されましたから検討してまいります。これは、憲法の十三条、十四条あるいは二十六条あるいは児童憲章あるいは児童福祉法

皆したほうがよいという先生の御指摘、まあ私は所管外でございますけれども、そういうものについては、なるほどそうではないかというように感じました。確かに社会福祉施設にいろいろ種類がございますので、その施設の種類のによって考えていくということも一つの方法かと思ひます。

○和田静夫君　そうしますと、いまの部分についてはやはり是正をされる、こういうふうに理解をしておいてよいですね。検討をされて……

○政府委員(加藤威二君)　繰り返すようでございますが、私も、やはり社会福祉施設が適正に運営されるかどうかという基準によつてものごとを判断してまいりたいと思ひますので、社会福祉事業団に移すことによつて適正に施設の運営が行なわれないというような実態が明らかになりました場合には、これは改めてまいりたいと思ひます。

○和田静夫君　労働省に一言だけ聞いておきますが、時間が非常になくなつていますから、簡単に答弁いただければいいんですが、社会福祉施設に働く、国の最低基準で働く労働者の労働条件の実態をどういふふうに把握されてますか。

○政府委員(渡邊健二君)　社会福祉施設の労働条件につきましては、いろいろ問題があるところでございます。私も、そういう意味で、社会福祉施設関係は重点的な業種といたしまして、監督指導に つとめておるところでございますが、四十七年度等におきまして監督いたしました結果におきまして、時間外労働、労働時間、特に女子の労働時間、それから休憩あるいは増し賃金、就業規則関係等々について、いろいろ、かなりの違反状況が出ておるところでございます。これらにつきましては、発見のつど是正をさせておるわけでございますが、今後とも監督、指導に つとめますとともに、なお、これらの施設のそういう労働条件につきましては、財政的な処置その他原因となつて

いるものもございますので、労働関係面の監督、指導とともに、それらにつきましても関係省庁に

配慮方をお願いしているところでございます。

○和田静夫君　時間がありませんからあれですが、さつき施設経営の効率化、こういうようなことの内容の論議を前段ちよつとしましたが、必ずしも明確に、御存じのとおり、ならない。明確にしないまま、事業団あるいは社会福祉法人等に経営委託して効率化をはかる。そうすると、行き着くところ、それでなくても劣悪な職員の労働条件をさらに悪化をさせてくると、こういうものに作用をしております。あるいは事業団等の職員のうち、都道府県から出向した職員とこういう職員との給与などについて比較をしてみると——これは実態おわかりになっておりますか。

○政府委員(加藤威二君)　ある程度実態わかつておりますが、大体私の記憶では、半分ぐらいは大体地方公共団体と準じていると思ひます。しかし、半分ぐらいはやはり落ちるというような実態だつたと思ひます。

○和田静夫君　そこでね、社会福祉法人に委託された場合に、明確に給与等の切り下げがなされていきます。これは実態をあげるといへば幾らでも用意してありますが、もう時間がありませんから……、こういうところが厚生省のねらいではなかつたんでしょね。

○政府委員(加藤威二君)　これは私もそういうねらいではございません。ですから、私も、い

たしましては、繰り返して恐縮でございますが、地方公共団体からそういうものが発生してきた中に、ですからそれを社会福祉施設を地方公共団体が安くやろうということでは困るので、そういうことで、したがつてその地方公共団体については、この通牒の中では書いてございせんけれども、国から回します措置費に少なくとも一〇%は上乗せしてくれというようなことを注文をつけているわけでございます。厚生省としては、安上がりの社会福祉をやろうという気持ちは毛頭ございせん。

○和田静夫君　それじゃ、これ、実態を調査して出してください。実態を調査して、そして調査し

た結果については、私資料でいただく。で、私のほうも照会いたします。そして、私が指摘をした部分が出ますから、それについては改善への行政指導をなされる、そのことは約束されますか。

○政府委員(加藤威二君)　私も、少なくとも事業団の職員並みの処遇を受けるということが望ましいわけでございますので、そういう点につきましては、それについて欠けているところがあればそういう線では是正をしてみたいと思ひます。

○和田静夫君　学校用務員問題はちよつとあとにしまして、大臣お見えになつて、大臣の時間があれですから、いよいよきよりの本題の自治体病院の関係で質問いたしますが、この自治体病院の位置づけについて、厚生省というのは、地域、地域における医療供給体制の中核をなす、そういう重要な役割を持っていると厚生大臣、答弁をされました、予算委員会では、

○政府委員(渡辺正君)　自治体病院がわが国の病院の機能に占める割合は、病床で約二〇%、施設数では十何%程度だと思ひますけれども、しかし、それぞれの地域における役割としては、われわれ補助金等で逐次措置してまいりましたように、いわゆる特殊な政策的な医療を担当していただくということについては、公的病院の中核として、従来もその機能を果たしていただいております。医師会、まあ病院、診療所、一般をおさしになつておると思ひますけれども、特に診療所と病院の機能というものはわが国では必ずしも的確な分離ができおりませんで、病院に一般的な患者もたくさん診療を受けに行くという重要なことも含めまして、今後の地域医療における重要な課題は、そのような病院機能というものをほんとうに病院らしく育て、そして診療所の機能と連携させていく。分離ということばは誤解を招くおそれ

がありまして、連携させていくということが今後の課題でございます。この点につきましては、それぞれの地域ごとに必ずしも的確な措置がなされておらないし、またわれわれの行政措置も必ずしもそういうものを計画的に従来運んできていないというところを、私は言えると思ひます。

○和田静夫君　私はたとえば長野県の佐久市では、農民の一人一人が健康手帳を持って佐久病院と密着をする。そしてこの病院を核にコミュニティが形成されていくという例があります。私は地方都市においては、自治体病院というものが、地域住民の管理を含めて、コミュニティの核ともいえる機能を果たすのが理想的である、こういうふうに思ひます。私はそういう意味では、この自治体病院を核とするというコミュニティ運動というものを提唱した時期もありましたが、この地域における医療供給体制の中核という意味は、その地域において量的にも最も多量に医療を供給するということだけではなくて、地域住民の健康に対する不安を取り除く、そういう精神的支柱であるということも同時に意味しなければなら

ないと思ひます。したがつて、その際、開業医というものは、そうしたコミュニティの一員として自治体病院の機能を補完する、そういう形が一面で非常に望ましいと思ひます。少なくとも、地方都市ではそういう姿をとることがまだ私は可能だと思ひます。あなたの方の行政指導によつては、いまお認めになつたように、まだまだ行政の部分

が弱いわけですから、その辺を強化されるおつもりはありますか。

○政府委員(渡辺正君)　この御提案はしごくごもつともなことでございまして、まあ補完ということばをどういふふうに解釈するかという、その点だけは、多少私もその適切な判断を必要とすると思ひますけれども、いずれにいたしましても、個人個人の民間の医療関係者と、その地域における病院という大きな医療を総合的に担当する機関というものを考えましたときに、先生のおっしゃることは当然の方向でございまして、先ほどお

答えたいように、今後われわれが強化していかなければならぬのは、やはり地域ごとに一つの医療計画というものを立案してもらい、それに対しては、場合によっては公私を問わず積極的な資金の投入をすべきである。当然公的なものは、その政策的な医療を担当する目的を明確にし、その資金の投入をすべきであるという考え方に立ちまして、今後の長期計画等を立案したい、こういう気持ちでおるわけでございます。

○和田静夫君　そういう考え方であるにもかかわらず、実は地方都市で金と力を持つ医師会の圧力で、自治体病院が僻地に追いやり、あるいは外来患者を取りにくくされる。これは私の出身地といえますが、生まれた金沢市なんていうのはいい例なんです。あるいは新しくできる病院を精神病院に封じ込めたり、これは越谷なんかで例を見ることがあります。そういう事態がひんぱんに起こっていますよね。これはほんとうは厚生大臣にお聞きしたいと思ったのだけれども、こういう事態というのは放置をされておくつもりですか。

○政府委員(滝沢正君)　具体的な例示の問題については、確かに、従来、この医療全体の問題を進めていく際、医師会と特に公的病院の規制等の問題の実際の運営に当たっても、若干の問題なりトラブルがあったことは、私も承知しておるわけでございますが、ただ、公的病院の役割りというものを明確にする、そしてそれに対して積極的な助成策を講ずるというのを今後やってまいりますと、やはり民間の医療施設ではできないようなことを公的病院等でやるという使命になりますから、これは先ほど先生が補充というお話をされたことと矛盾してきますけれども、やはり民間の医療機関がやるべきことと、公的病院というものがやるのにふさわしい仕事と、これがやはり今後のわれわれの医療の制度を地域で確立していく基本になると思うわけでございまして、決して民間の医療だから何か特殊な医療であり、公的な医療であるからまた特殊な医療であるというものは、原則としては私は医療に公私の別はないと思

うのでございますが、ただ、たまたま患者というものを中心に考えました場合に、先生御指摘のような、やはり医師会の従来の活動が、自分の団体としての何か利益を守るというような感覚で御指摘のようないくつかの空気があるとするならば、これはやはり医療というものを広く向上させるためにはぜひとも御協力いただく。その具体的な例としては、休日、夜間診療などでは、すでに六〇近いわが国の人口を医師会の当番医制度等によってカバーしつつございまして、これは内容なり、その実施の状況なりによって、それぞれ、先生御指摘のように地域ごとに問題はあると思

います。そういう休日、夜間の診療等について積極的に医師会が参加しつつあるいまの空気というものを、やっぱり具体的に地方自治体等において、先ほど来お話しのような仕事の関連を整理しつつ、医師会というものの協力していただくという方向で、また医師会自体も、このような医療の公共性というものを自覚していただいて御協力いただく、こういう点でわれわれも具体的な施策を打ってまいりたい、こういうふうに考えております。

○和田静夫君　そのところ、もう少し論議したいところですが、たとえば私は、医師会の横暴、まさにここまできたかという感じがするんですが、これは自治体病院の看護婦の募集でチェックをされた一番いい例だと思ふのです。いまお見せしますがね、越谷市のこれ、広報です。この越谷市の広報で、これがゲラです。ゲラでは、この赤い——自治大臣持っていくんですが、漫画が入った部分、この漫画が入った部分というのは、実は越谷市が来年度完成予定の市立病院の看護婦の募集のゲラだったんです。もう刷り上がっているのですよ、これ。刷り上がっているのが、広報紙ができたときには漫画になっている、この部分だけが。医師会の圧力ですよ、これ。ちょっとこれ、よく見てください。それだから厚生省の側がどんなにきれいな答弁をされようとも、医師会の

も許せることではありませんよ。あるいはどんな場でもそういう圧力をかける。最後のゲラまででき上がっているやつを全部変えさせられる。あるいは茨城の県立病院では、これは職員組合とタイアップをして看護婦の募集を行ないました。そうしたら、医師会から猛烈な抗議がきました。これは、医師会からの県あるいは職員組合に対する抗議文書です。こういう形でもって、結局は、あれは組合が独自にやったんだといって県は逃げた。そう。そこで、茨城県の医師会会長名で実は新聞に、「一、今回の県立中央病院、県立及部病院の看護婦募集は県当局とは無関係に出されたものであります。一、従って、今回の募集に際しても新規採用になる見込みはありません。茨城県医師会長斎藤良三、これ、警察庁ちよつと手違いで帰ってしまいました。明確に刑法二百三十三条に違反をしませんか、これは。まさに採用になりませんというのを言っている。しかし、この広告を見て、県の職員組合や県の病院が訴えた。広告を見て、たくさん看護婦が集まりました。実際問題としては、新規採用にならないどころか、一カ月間に七十九名が——これは応募者のすべてですが、採用になっているのです。こういう広告が虚偽の広告です。こういう虚偽の広告を県の医師会がやる。そして自治体立病院の充実にために行なおうとする看護婦の募集に対して中傷非難を加えている。これは厚生省、こんなことは放置できることじゃないでしょう。その広告、その広報の漫画の入れかえのものを、これらの事態といい、どういうふうに善処をされますか。

○政府委員(滝沢正君)　たいへん具体的な事例でございまして、われわれが医療を確保する立場から考えますと、たいへん残念なことではございませう。しかしながら、それぞれにこのようないくつか具体的な行動に入つたものには、それぞれの理由なりあるいは考え方があろうと思ふのでございまして、先生御指摘のこの越谷の問題、あるいは茨城県の県立病院の看護婦募集問題等、具体的な事例がございまして、それぞれ医師会等の当時

の考え方、こういうようなものも確かめまして、一般論として、われわれが医療を確保する立場から、このような行動が、お互いに理解されない上にはたいへん残念なことではございまして、場合によつては、その具体的な事例に基づきまして、それぞれ県医師会等にお話しする、衛生部長等を通じてお話を進めるなり、あるいは必要によつては日本医師会と話し合いたいというふうに考えております。

○和田静夫君　自治大臣、実は厚生大臣は一時までも衆議院の社労でだめなようですから、大臣も一時までですから、これは厚生大臣に対して、いまのような事例について医師会に明確に抗議をし、善処を促す、こういう形の取り運びにしたいのだと思います。具体的な問題の御提示です。これはいま医療局長から話がありまして、たまたま、事情は一体どういふことなのか、やはり実情に照れて十分調査しました上で、これは処置することにはしたいと思ふます。

○和田静夫君　いま一、二明らかにしましたように、医師会の圧力というのは非常なものであつて、これはそうしてたいい屈してしまつていく。いろいろなことがあるんですけど、たとえば言うことを聞かなかつたら校医を引き上げます、あるいは保健所嘱託医を繰引き上げます、そういう、こともあろうに、ゼロ歳児のそういうのだとか、老人無料医療、こういうものは手続がめんどうくさいから扱いを拒否するなどというふうなおどしをかけるわけですよ。自治大臣、この辺も十分、いまの御答弁じゃありませんが、調査をされて善処をされませんか、もう自治体病院はたまつたものじゃない、こういう状態になっていると思ふのです。その点もよろしいですか。

○国務大臣(江崎真澄君)　これはやはり重要な問題ですね。そういう校医を引き上げるの、何のとは道徳上からも議論される問題だと思ふます。十

分実情に即しまして調査を進めます。

○和田静夫君 私は去る四月六日の予算委員会の第四分科会で、看護料に就いて試算を行なつて、そしてこれについて何か問題があれば指摘するよう求めました。しかるに厚生大臣は、こまかい議論はせずに、いまの診療報酬が不適正であるといふことを明確にお認めになりました。これはご存じのとおりですね。ところが、六月二十三日の衆議院の社会労働委員会、公明党の委員の質問に答えて、保険局長、あなたは、和田の試算といふのは厚生省として全面的に認めたものじゃないのだ、こゝういふふうに答弁されたものであります。私は議事録を読みました。それではどの部分を認め、どの部分は認められないのか、明確にしてください。

○政府委員(北川力夫君) 私が四月の六日の予算委員会分科会と和田委員にお答え申し上げました際にも、冒頭にこの問題はお断わり申し上げたつもりでございまして。と申しましたのは、時間も限られておりまして、実は説明が十分に行なえなかつた点もございまして、あのときに分科会の場合御提示になりました一つの計算の方式といふものについては、私どもは三十九年のときの改定方式をそのままのまゝで計算をすればそのようになつてくることには私も理解をいたしました。ただ、お答えを申し上げたつもりであります。ただ、四十七年二月つまり昨年二月の改定の際のものの考え方と申しますのは、その当時とは少し違つておりました、と申しますか、やはり診療報酬の改定については、それぞれの各医療行為に対する評価をどうしたらよいかと、そういう面からの積み上げと、それから結果的に申しまして、これを別な面からマクロ的に觀察をして、いわば医療水準としてどれだけの上げ幅になることが適当であるかというアプローチと、両方の面からの問題として処理をしたわけでございまして。このことは、実は四月の六日の前の段階で先生にも御説明を申し上げたつもりでございまして、そういう二つの面から診療報酬の改定を昨年やつたわけですから、私がお答えを申し上げたわけですから、

で答えましたのは、ものの評価のしかたとして、診療報酬の改定のしかたとして、前段に申し上げました各医療行為に対する評価、たとえば前回の改定では手術料を二倍にしている、あるいは処置料等は、いろいろなほかの診療とのバランスを乱さないようにするために五割増しにしておる、あるいはまた、外科系統の技術料の引き上げに関連をいたしまして、内科系統においては是正をしておる、いろいろなことをやっておるわけでありまして、そういう個々の診療行為の積み上げのやり方の結果、出てまいりました上げ幅といふものについて、別な面から、いま申し上げましたマクロ的な面から觀察をして、物価とか、人件費とか、いろいろなことから見て全体的な評価をしたと、こゝういふわけでございまして、私は結論から申し上げますと、先生に対してお答えを申し上げた分科会における内容を、社会労働委員会の場合全面的に否定をしたといふふうなことはさらさらございせん。どちらかと申しますと、分科会における説明が、先ほど申し上げましたように、やや不十分であつたといふ点はございまして、やや不十分であつたといふ点はございまして、そういう気がして申し上げたことではございせんが、表現の点で、私よく覚えておりませんけれども、不適切な点がありましてならば、それはそのときの私のことば使いの間違いであつたかと思ひます。

○和田静夫君 きょうは残念ながら時間なくなつてしまつたから、私はこれ、委員長、速記録にとどめてもらつたために資料を提出します。だから、私はあなたの方にも言ひましたように、あなたの方身が試算を行なつて、私の試算のどこが間違つてゐるのかといふことを指摘すべきだといふことをあのときも言つた。適正な診療報酬を示すべきだと思ふ。おそく社労と地行の連合審査会が行なわれまふから、それまでの間に、私はこれ、きょう提示しますから、これ全部について、どこが違つてゐるか、明確にもし違つてゐれば、いま言われたとおり、私のとおりだと言ふんなら、そのとおりだと、そういう答弁を——全部一覽表にし

ましたから、実際、予算委員会のあと引き続いた決算委員会でもこのことをあなたの方と具体的にやり合はずでして、なかなか時間がありませんから、きょうになりました。医師技術料、いわゆる医学管理料の表、それから入院施設利用料、室料の表ですね、それからこの前の看護料、これはこの前私が予算委員会でも提示したのと同じ看護料の算定方式の表、それから給食料の表、これ全体をきょう明確にこの委員会で提示をいたします。そしてお渡しをします。これに基づいて厚生省の側が、私に誤りがあれば、この部分についてはこゝうだといふ形で御返事をいたしたい。きょうこゝでやり取りをしておきますと時間がありませんので、そういう形で検討を加えて返事をくださう。これ、速記の側に渡しておきますから。

○委員(久米健太郎君) ただいまの和田君の資料掲載の御要望につきましては、理事会で協議の上善処いたします。

○政府委員(鎌田要人君) 公営企業法の第二十一条の料金の規定、ただいまお読み上げになりました料金の規定は、公営企業全般を通じて一般料金の基本原則を定めたものでございまして、それで、病院の場合におきましては、主たる収入といふことになりまふといふと、社会保険診療報酬がもとよりその大宗をなすものでございまして、

で、この社会保険診療報酬の一日もすみやかな適正な改定といふものを私どもは心から待ち望んでおるわけでございます。これのおくれに伴う赤字、現在四十六年度末決算におきまして、自治体病院の累積赤字五百三十六億でございますが、この中で、社会保険診療報酬の不適正に基づくもの、その他のもろもろの事情があるわけでございまして、これのえり分けといふのは、率直に申しましてはなほだ困難でございまして。ただその中に、いまの社会保険診療報酬の改定のおくれといふことに伴う部分があることは事実でございまして。これは当該自治体病院のいかんともすべからざるところでございまして、これに対する措置といふものにつきます。ましては、厚生あるいは大蔵、関係省庁と、明年度の対策をいたしまして、私ども、これから予算編成に向けては検討を早急に進めたいといふふうに考えておるところでございまして。

○和田静夫君 この診療報酬が不適正で、そして公正な原価が得られない、したがって赤字が出た。少なくともこの部分は国の責任である。医務局長は、他の委員会で、公的医療機関に対する財政再建対策費の中から自治体病院を除いた理由といふのは、自治体病院には親元がある、また、公的企業法により一般会計の繰り入れ等の条件が定められてゐる、なお自治省からは特別交付税の積算の基礎として措置されておる、こゝう答弁されてゐる。医務局長は、四月六日参議院予算委員会における私のやりとりで、御存じのとおり、私が指摘をいたしました、交付税は地方の固有の財源であることと認めた答弁、それをよもやひっくり返されたわけではございません。これは、診療報酬が不適正に推移してゐることについての厚生省の責任を回避をされては行けません。適正な診療報酬を定めることは厚生大臣の責任だと、これは私あつたとき指摘をしたとおり、そうでしょう。

○政府委員(滝沢正君) 確かに、先生の交付税の性格論についていろいろ御議論を拝聴いたしました。私も交付税の性格といふものはよくわかつた

わけでございますけれども、一応その後の社労等においてお答えしているのは、公営企業法というものの財政負担の原則とか、あるいは交付税で事実上の積算がなされているという事実を背景にして申し上げたので、基本的に交付税の性格を否定したというものとつながるものではございません。ただ、公的団体の二億八千万という三団体のものは、確かに、率直に言って親元がないというようなことを踏まえて今回予算措置をしたということでございます。それとの関連においては対比的に申し上げたのであって、基本的には私は交付税の性格論に絡めて否定したという気持ちではございません。

○和田静夫君　そこで自治大臣、時間ですが、おとといの本委員会で病院の財政問題に全面的にメスを入れた、こういうような趣旨の発言がございました。そこで、当面考えられている策というのは何ですか。

○政府委員(鎌田要人君)　まだ私も、そういうことで時間的な制約がございまして、幅広い議論をいたしておけません。したがって、大臣のところへこういう方針でまいりましたというところを申し上げるまでの段階に至っております。その中で、私も事務的に、一応こういうところのポイントを考えておきたいところであらうかという、全くのそういう意味では素案の段階でございますが、まず、この自治体病院会計と一般会計との負担区分の関係におきまして、現在、御案内のとおり、僻地診療、高度医療、こういうもの、あるいは別個の系列といたしまして、いわゆる行政系統に属するものとしたしましての看護婦の養成施設、あるいは救急医療、こういった問題がございまして、こういった問題につきましては、やはり看護婦養成施設なり、あるいは救急医療なりの医療行政ベースに属するものにつきましては、ある程度国の措置、それから地方財政の一般会計からの措置、こういったものの負担区分というものを明確にしていまして、こういうことを、一つ私もポイントとして考えておるわけでございます。

それから第二の点といたしましては、やはりこの自治体病院を考えた場合には、特に市町村のいわゆる僻地医療、僻地医療という面におきましては、これは医療の、ある意味におきましては絶対需要というものが少ない。それに対して、相対的に経費は割りに高くなっておる。こういう僻地医療の施設なりあるいは運営なりというもののに對する公費負担というものを、もっと前進させるべきではないだろうか。それから、なかなか判定基準がむずかしいわけでございますが、いわゆる一般の医療機関でよくないし得ない、いわゆる高度特殊医療、あるいは先駆的な医療、こういった面につきましてはやはり公費負担の道というものを広げていける、こういうことが一つであらう。

そこで実は問題になりますのが、この既往の赤字の処理という問題でございます。この既往の赤字の処理の問題につきましては、ただいまお話しになりましたような社会保険診療報酬のおくれの問題もございまして、あるいは立地条件に伴います、医師、看護婦の確保ができない、こういったことに伴います経営の欠損というものもあるわけでございます。その辺のところの要素をどういふふうにかねがわぬ赤字対策、累積したこの不良債務対策を講ずるか、これに実は率直に申しませんが、私も一番頭を痛めておるところでございますが、これにつきましても何らかの知恵をひきつらねてみたい、こういうところが、現在、私も主として考えておる主要なポイントでございます。

○国務大臣(江崎真澄君)　いまの答弁に尽きるわけですが、まだ私も、委員会審議に迫られておりました、問題点をあげて具体的に折衝する段階にまで入っておりますが、衆参両院のこの地方行政委員会での論議、予算委員会等の論議、こういったものを中心に何らかの措置をとらなければならぬ。特にこれは厚生省側と緊密な連携を要することでありまして、私、最初に答弁することとを差し控えたわけですが、いま申し上げましたような点を事務的には詰めておるわけですが、政

策的にも十分ひとつ配慮をしていきたいというふうに考えております。

○和田静夫君　この部分で最後になりますが、最後の問題ですが、中医師協、中医師協に病院代表を入れない理由をもう一ぺん聞かせてください。

○政府委員(北川力夫君)　中医師協は非常にまあむずかしい審議会でございます。これは昔からいろいろな経緯がございまして、何と申しましても、いまいろいろ議論にありましたような、診療報酬の適正な額を定めるということがこの審議会の主たる要務でございますから、そういう意味で、中医師協の構成は、公益委員四名のほかに、先生御承知のように、診療担当者側の委員が八名と、それから労使並びに保険者を含めた支払い者側の委員が八名と構成をされておるわけでございます。いまの診療担当者側の委員のほうは、これも関係団体の推薦によって入れておるわけでございまして、実態を申し上げますと、その中には、現実に病院を運営をしている診療担当者もあるわけでございます。それから、そういうことに着目いたしますれば、病院の側というものは、現在の中医師協の場合においてそれなりに反映をしておるのじゃないか、このように考えておられて、別なサイドから病院代表をなせ入れないということに對しましては、現在でも実質上入っておる、こういうことが私の現在の実情に対するお答えだと思っております。

○和田静夫君　相変わらず変わらないので困るのですが、時間がないので恐縮ですが、これ、そういう答弁なら読まざるを得ません。「昭和三十三年十月二十三日厚生省保険局長高田正己」、「右は厚生省に保管されている原本と相違ないことを証明する」という、保険局長高田さんの原本のいわゆる証明です、これは。

神崎委員辞表撤回の経緯について
昭和三十三年十月二十一日午後六時から約四十分間、堀木厚生大臣は、田辺事務次官、太宰官房長、牛丸官房総務課長、高田保険局長、小山保険局長及び館林保険局医療課長を同席させた上、橋本日本病院協会会長、神崎、莊岡

同副会長及び平賀同参与と会見した。その顚末左の通り。

堀木厚生大臣は、神崎三益氏及び同席していた日本病院協会会長橋本寛敏、同副会長莊岡、同参与平賀稔の三氏に對し、先づ十月十九日(土)に神崎委員の辞任願が日本医師会長(武見太郎)を通じて書面によって当局に提出されてからこの時に至るまでの間の経緯を小山保険局長に説明させた後、大要次のように述べた。

「神崎氏に中央社会保険医療協議会の委員になつて貰つていたのは協議会の審議に病院の立場が十分に反映されるようにするためであつたと思つてゐる。その意味において日本医師会がその推薦する委員の中に日本病院協会の主要な役員の一であり、病院の立場を十分に代表し得る神崎氏をいれてゐたことは誠に適切な処置であつたと考えてゐる。そもそも協議会の委員は、その推薦をうけた経緯はいか様であれ、ひとたび任命されて委員となつた以上は協議会の使命達成に正しく貢献するといふことの外に委員としての行動に何等制約の加えられるべき筋合のものではない。従つて、若し武見日本医師会長が神崎氏の協議会において主張しようとしている意見が日本医師会の決めた意見と違ふから委員を辞めよといふのであれば、これは委員の職分についての正当な理解を欠くものといはなければならぬ。

私は、今日武見氏と會つてこの点について懇談し、その再考を求めた後出来れば同氏とともに神崎氏の意見を求めるつもりでいたが、さきほど報告されたような状況で同氏と會うことができなかった。そこで私が直接申し上げる次第だが、「神崎さん、再考してくれませんか。協議会の委員には日本病院協会の人である貴下がいられるのは当然なんです。むしろ協議会の任務からみて日本病院協会を代表する貴下が欠けることはおかしいんです。貴下の委員としての任期は未だ残つていますから、任期中に辞めることは思い止まつて下さい。橋本さんも私の考

えを御了解下さるなら、神崎氏に翻意を奨めて下さい。」

次いで神崎氏は辞表提出の願末を語つた後、同席の日本病院協会の諸氏と相談の上、概略次のように答えた。

「大臣の話は協議会には日本病院協会の代表者がいるのはその本質上当然だということを認めた上で、このことであることがつきり分つたのでお言葉に従う。」

これに対し、堀木厚生大臣は概略次のように述べた。

「早速、私の頼みをきいてくれて有難い。今日私がこゝで述べたことは厚生省のこの問題に關する今後の方針として記録に残して置く。」

次いで橋本氏は概略次のように述べた。

「大臣の考えはよく分つた。今回は在期中途であるということでの措置を採られたことも分る。今後は新しい途を開くという考え方で日本病院協会を見て欲しい。」

これに対し堀木厚生大臣は、概略次のように答えた。

「私どもの考え方はよく分つて貰えたと思う。私は日本医師会が正常な状態にあればこんなことはもつと円滑に行く筈だと思ふ。然し、そのやり方が余りに狭量であつたり間違つていたりすればそれを認める訳にはいかない。日本病院協会の立場は、将来とも十分尊重する。」

次いで高田保険局長から辞表を神崎氏に返却した。

なお、当日の発言の要旨は、当日列席した日本病院協会の人々の希望により覚書として手交することになった。

そして、私が前提で読み上げたこれは原本であるということを確認する、保険局長、こうなっているわけですね。それから、たとえば昭和三十四年六月二日、厚生省保険局長太宰さんから日本病院協会へて、中央社会保険医療協議会委員のいわゆる改選にあつたの一名推薦依頼、そしてそれを受けまして、ありがたうございましたという礼

状、こういう形のもがずっと出ているわけでしょう。こういう一連の推移から推して、やっぱり医師会が病院を代表しているということにはなりません。明確に病院を代表する者を中医協に入れていく、こういう形のことか今日あなたの方にとつて一番大切。何でそれをやらないんですか。そんなに医師会からいろいろなことを言われるんですか。何で狭量——ここで堀木厚生大臣が述べられているように、医師会が狭量である、そういう形のものにあなた方はがえんじ続けていかなければならぬのですか。

○政府委員(北川力夫君) 三十二年のときの問題でございしますが、それは現在の診療報酬体系が甲乙二表に分かれましたときの、非常にデリケートな状況下における一つの問題でございします。で、私も、決して病院の利害と申しますか、それが診療報酬の改定の際、診療報酬の適正化の過程で反映をしないような、そんなようなものもの仕組みといふものを考へてゐるつもりは毛頭ございしません。ただ、現在、もうこれは先生も御承知のように、いろいろ経緯はございしますも、中医協そのものは現在非常にむずかしい場にかかつておられまして、しかも、先ほどから議論にございしますように、自治体病院をはじめ各病院にございします、また一般の医療機関におきまして、現在のいろいろな条件に對照してできるだけ早く診療報酬の改定をしないやならぬという状況下にあるわけにございします。その場合には、やはり中医協というものが現在の状態において一日も早く正常化するといふことが、私どもの現在の願ひであり、つとめてございします。そういう意味合いで、いまおっしゃいましたような問題は多々ございしますから、これは今後の問題点といたしまして、従来もそういう経緯があつたわけにございします。また、そういう経緯は、その後における中医協の構成とか運営とか、そういった面を通じて絶えず底流としてあることも、私は全く否定することはできないと思ひます。今後、また、先ほどからございしました、病院と診療所の機能の分化とかあるいは自治

体病院のあり方とか、いろいろな問題があるわけにございしますから、そういうことをいろいろ考へ合はせまうと、そういう問題点は、私としては十分にひとつ銘記をいたしまして、今後どういふふうにするかは慎重に検討してまいらなきやならない重要な問題だと思つておられます。

ただ、いま申し上げましたように、現状における一番緊急な問題は、診療報酬の改定をいかに早期に円滑にやるかということ、そのためには、その前提条件として、現在異常な状態でありまして中医協といふものを一刻も早く正常化すること、これが前提条件でございしますので、現在の段階におきまして、私もそのことに専念をすることが急務と考へておりますから、いまおっしゃいました問題点は、この際はそれに対して明確に、いま直ちにこうするあつたというところをお答へすることは差し控へさせていただきます、このように考へておられます。

○和田静夫君 くだいようですが、時間がありませんが、端的に言つてくだい。現状の問題についてはおわかりました。現状、あなた方がいま力を入られる部分については、その事態が回避をされた後においては、いま私が提起をした問題について、過去からの経緯に基づいて善処をされると、こういう形に受け取つておいてよろしいですか。

○政府委員(北川力夫君) いま申し上げたように、過去においてはそういうことはございしましたし、また絶えずそういう問題は底流としてある。あるいはまた今後の病院のあり方、診療所との関係等を考へますと、そういうふうな考え方も今後もあり得ると考へますが、いま言われたように、この事態が解決すれば直ちにそれじゃその問題と取り組むかと言われまうと、これはまたなかなかむずかしい問題でございしますから、私はいまこの場でその段階までのお約束はしかねますけれども、問題の提起がございしましたこと、それから問題の重要性といふことは、この際十分に銘記をしておきたい、このようにお答へを申し上げてお

るわけです。

○和田静夫君 銘記をされた上に——大臣見えなから、もうしかたがないから、厚生大臣と十分相談をされて、こういう問題について、やはりいつまでも放置をするといふことにはなりませんから、早急にとにかく善処への努力をする、こういうふうに理解してよろしいですか。

○政府委員(北川力夫君) 先ほど申し上げたとおりでございします。

○和田静夫君 いいですね。

○政府委員(北川力夫君) ただいまお答へ申し上げたとおりでございします。

○和田静夫君 いや、それだから私は……。

○委員長(久米健太郎君) 和田君、時間です。

○和田静夫君 はい、わかつています。この問題については検討を加へないといふことにはなりません。検討を加へなければならぬ。しかも重要な問題として銘記をする、こうあなたは言われておられるわけでありまして、その銘記をされただけで放置をされたんでは何にもならない。銘記をされた上立つてこの検討を約される、こういうことですか。

○政府委員(北川力夫君) いろいろと詰めてこられますが、それはそういうことになるのかもしれません。ただ、私としてはいま申し上げたいことは、何と申しまして医療の場といふのは非常に複雑な場でございます。関係者の利害が錯綜しておる複雑な場でございます。そういう問題を少なくとも円滑に解きほぐして、関係者の利害関係を調整をして、合意を得ながらやつていくのが現在の中医協の場でございます。そういう現状のもとにある中医協が現在のような状態でありまして、そういう状態のもとにおいて、私は銘記はいたしますけれども、それじゃすぐにその問題に入り込んでいくよというふうなことは、私はいまちよつと申し上げかねますので、そういう問題点があるといふことは私もよく承知しております。こういうことを申し上げるにとどめさせていただきます。これが現在の私の答へでございます。

○和田静夫君 あなたはそこにとどめられる。しかし、きょうこの論議があつたことを厚生大臣に伝えて、あなたが銘記をされたことを厚生大臣に伝えて、あなたが検討を約すると、こういう形でいいですね。あなたのところとまわってしまつたら何にもならない。

○政府委員(北川力夫君) 非常に重要な問題でございますから、そういう御質問があつたことは、またこういう論議があつたことはよく大臣にお伝えいたします。

○和田静夫君 それじゃ、私のほうは、伝えた結果について、後刻別の機会に厚生大臣から、それらのあなたとの協議の内容についてお聞きをする、こういう手続きにいたしますが、よろしいですか。

○政府委員(北川力夫君) まあ、いまいろいろお答えを申し上げたところで、ひとつ御了承をいただきたいと思ひます。

○和田静夫君 そんなふざけた答弁ないよ。あなたは大臣にお伝えになる。その結果については厚生大臣に別の機会に私がお聞きをする、そういう形にする、いいですね。

○政府委員(北川力夫君) それは私は、和田先生が聞きたいことは、私別にとにかく申し上げるあれはございませんから、それについては何も申しません。

○和田静夫君 そんなばかな答弁はないでしょ。あなたのほうは大臣を代理してここに出てきているのでしょ。厚生大臣と、きょうあつた論議については十分に相談し合うのは当然のことでしょう。捨てぜりふ的に、そんなこと私の知つたことじゃありませんなどという答弁にはならないでしょ、それは。

○政府委員(北川力夫君) 私が申し上げたことで誤解をいただかないようにお願い申し上げます。それが、もう繰り返して申し上げておきますが、診療報酬の改定というものをできるだけ早い機会に円滑にやりたいということ、私どもはじめて関係者のこれは強い願望でござ

います。したがって、そのためには、現在の中医師協というものを一刻も早く正常化をして、そうして診療報酬の改定について、前に進むような論議も早くやってもいい、こういう気持ちで現在あるわけでございます。そういう意味でございますので、私は先生のおっしゃつたことについてでございますが、現在においてはそのこととにかく専念をするということをお願いしたわけでございまして、後段の、しからばそれが中医師協で今回の問題を処理したあと、いま提起されました問題をどうするかにつきましては、これは私がいま申し上げたように、長い経緯もある問題でございますし、今後のいろいろなフアクターがあるわけでございますから、大臣のほうによく伝えろというところでございますので、よく伝えまして、これをどうするかについては十分に研究をさせていただきます、こういうふうに申し上げます。ごさいいますから、誤解のないようにお願い申し上げます。

○和田静夫君 それじゃ最後にまとめましてね。文部省待たしましたが、先ほど質問したんです。ところが先ほど見えていないかつたんです。それから、衆議院の山口鶴男委員への答弁を中心にして、いわゆる学校用務員の明記の問題について、学校教育法二十八条に入られる用意はありますか。

○政府委員(岩間英太郎君) 学校用務員につきまして、法的な根拠を置いてほしいという要望は承っております。私ども、それに基づきましていろいろ検討をいたしました。母法でございまして地方自治法、それからそのほかのいろいろな法令におきまして、用務員についての規定はないわけでございます。したがって、学校教育法の中だけでこれを処理するということは、いまのところ困難だろうというふうに考えております。

なお、つけ加えて申し上げます、いま学校教育法の一部改正で、寮母とか、それから実習助手とか、それから教頭でございまして、そういう一連の関係の整備をはかろうといたしておりますけれども、これもまた国会で御審議に入れない状態でございまして、そういう関連もございまして、いまのところ困難だと申し上げざるを得ないわけでございます。

○和田静夫君 これは小使さんと呼ばれていた名称をいわゆる用務員という呼び名に変えた。それはあなたの方にとって単に呼び名の問題だけだったのではありませんか。あなたの方で呼ばれてきた人々のいわゆる権利意識の芽ばえを慰撫しようとしただけであつて、あなたの方自身にほんとうにそういう人たちの人権を重んずるという感覚がないのではないだろうか。私は、用務員という職業は、まさに正規の職名として法律にそういう意味では明記をすべきだと思ふ。他の部分については、いま言われるところ、改正への心がけをお持ちになっているときでしうから、同時にこの問題を——他の法律との関係で言われますが、それは他の法律の関係もやぱり直さざるがらひの意気込みでもってこれは日程にのぼすべきだと思ふんです。いかがですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 用務員と申しますのは、学校の用語ではもちろん別の名称、小使さんというような名称で呼ばれて親しまれていて、特別な意義があるということも承知しておりますけれども、やはり各官庁におきまして、官署におきまして、こういうような職員がおるわけでございます。したがって、そういうものとのやりやう均衡をはかる必要があるということで、これは全体としてどこか中心になるようなところで御検討いただくというほうが適当じゃないかというふうに考えます。

○和田静夫君 学校教育施設をささえるところの、いわゆる主要な職員でありましょ。この人たちは、あなたの方で二十八条で言うように、必要に応じてその他の職員を置くことができるという形でもって片づけておかれる筋合いのものじゃないわけでしょう。たとえ法律の問題で、どこか主要なところと云われますが、文部省なら

文部省自身がつと主体的な役割りをこの問題で果たされる、こういうことがやっぱり必要じゃないですか。子供との関係において、教育との関係において、用務員の皆さんが果たしている役割りというものを、もっと高い認識でもって評価をする必要があるんじゃないですか。

○政府委員(岩間英太郎君) 御意見に別段反対というわけではございませんけれども、やはり学校教育法というものは、これは地方自治法などの基本法に対する特別法でございまして、そういう意味から申しまして、こういう問題は基本的に総合的に御検討いただくというほうが適切じゃないかというふうに考えております。

○委員長(久次米健太郎君) ちょっと速記とめて。〔速記中止〕

○委員長(久次米健太郎君) 速記を起こして。

○和田静夫君 これ、どこかで総合的にということになりまして、やっぱり大臣に中心的な役割りを果たしてもらわなきゃならぬということになります。これはどうですか。團僚として、この問題を総合的に組上にのせていただく、よろしいでしょう。

○国務大臣(江崎真澄君) これはやはり文部関係だと思ひますが、私どもも無関係じゃありません。十分、ひとつ文部大臣等々とも相談して結論を得たいと思ひます。

○和田静夫君 それで、すぐ法律をいじくるということにならなくても、せめて施行規則の二十二条に一項を設けて、そして、小学校においては、用務員給食調理員その他必要な職員を置くものとすとか、あるいは、用務員は、校長の監督を受けて環境整備等に当たるといふような形で明記すること、とにかく私は可能だと思ふ。それさえ文部省、だめだといふふうにはお考えにならないと思ふのです。

○政府委員(岩間英太郎君) その点につきまして、他の省のいろいろな関係法令を私ども検討いた

しまして、やはり用務員とか管理職等に類似するものにつきまして規定がございすのは、人事院規則ぐらゐなものでございす。ほかに規定がございせん。そういうものとのやはり均衡というものを考えなければいけないということございす。その点は検討したいと思ひます。

○委員長(久米健太郎君) 本件に対する調査はこの程度にとどめます。

○委員長(久米健太郎君) 地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案及び昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案を一括議題とし、順次、政府から趣旨説明を聴取いたします。江崎自治大臣。

○國務大臣(江崎真澄君) ただいま議題となりました地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案につきまして、その提案理由とその概要を御説明申し上げます。

最近における通勤による災害の発生状況及び通勤と公務との密接な関連性等にかんがみ、職員が受けた通勤による災害に対し、公務上の災害の場合に準じた補償及び福祉施設を行なうとともに、その他の所要の改正を行なうとするものであります。

このことに関しては、政府は、すでに、通勤による災害をこうむつた労働者及びその遺族に対し業務災害の場合に準じた保険給付等を行なうため、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律案を今国会に提出し、また、国家公務員の通勤による災害につきましても、人事院から、通勤による災害に対し公務上の災害における同程度の保護を行なうよう意見の申し出があり、これを受けて、国家公務員災害補償法の一部を改正する法律案を提出し、御審議を願ふこととしておりますが、地方公務員の通勤による災害につきましても、これらと同様の措置を講ずる必要がありまゝす。これが、この法律案を提出した理由であります。

次に、この法律案の概略を御説明申し上げます。

第一は、従来の公務上の災害に加えて、通勤による災害につきましても補償及び福祉施設を行なうことができるように目的を改正することでありまゝす。

第二は、補償等の対象とする通勤の範囲であります。通勤とは、職員が、勤務のため、その者の住居と勤務場所との間を、合理的な経路及び方法により往復することをいうものとしておりますが、職員がその往復の経路を逸脱したり、往復を中断した場合に、その逸脱または中断の間及びその後の往復は、この法律案にいう通勤とはしないものとしております。ただし、その逸脱または中断が、日用品の購入など、日常生活上必要な行為をやむを得ない事由により行なうための最小限度のものである場合には、その逸脱または中断の間を除き、その後の往復は、通勤として認めることとしております。

第三は、通勤による災害にかかわる補償及び福祉施設についてであります。これらの種類、支給事由及び内容については、公務上の災害にかかわるものに準ずるものとするとしております。

第四は、費用の負担についてであります。通勤による災害にかかわる療養補償の支給を受ける職員は、初回の療養に際し、二百円の範囲内で自治省令で定める金額を基金に払い込むものとするとしております。

第五は、他の法令による給付との調整についてであります。通勤による災害に対し、療養補償、休業補償または葬祭補償が行なわれる場合には、地方公務員等共済組合法、健康保険法等によるこれらに相当する給付は行なわないものとし、年金たる補償が行なわれる場合において地方公務員等共済組合法による年金たる給付が行なわれるときは、当該給付との調整を行なうものとする等、他の公的給付との間における必要な調整を行なうものとするとしております。

第六は、非常勤の地方公務員の取り扱いについてであります。非常勤の地方公務員のうち、法律により通勤による災害に対する補償の制度が定められていない者についても、条例で通勤による災害に対する補償の制度を定めなければならぬものとするとしております。

第七は、葬祭補償について、その額を現実に葬祭に要する費用を考慮して政令で定めるものとするほか、所要の規定の整備を行なうこととしております。

なお、施行期日につきましては、通勤による災害に関する規定は、労働者災害補償保険法の一部を改正する法律の施行の日から施行し、同日以後に発生した事故に起因するものについて適用するものとし、その他の規定は、この法律の公布の日から施行するものとするとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその内容の概要であります。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決賜わりますようお願い申し上げます。

次に、ただいま同じく議題となりました昭和四十二年度以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案について、その提案理由とその概要を御説明申し上げます。

政府は、恩給年額の増額をはかるため、恩給法等の一部を改正する法律案を今国会に提出し、御審議を願つたのであります。これに伴い、地方公務員の退職年金制度についても、恩給法等の改正内容に準じて所要の措置を講ずるとともに、地方団体関係団体職員共済組合が支給する年金の額を、地方公務員共済組合が支給する年金の額の改定措置に準じて改定する必要がある。このほか、退職年金等の最低保障額の引き上げ、在職死亡にかかわる遺族年金の受給資格年限の短縮等の措置を講ずる必要がありまゝす。これがこの法律案を提出した理由であります。

第一は、恩給制度の改正に伴う地方公務員共済組合制度の改正に関する事項であります。

その一は、恩給年額の増額の措置に準じ、地方公務員共済組合が支給する退職年金等の額について増額することとしております。すなわち、昭和四十五年度以前の退職にかかわるものについては二・三・四、昭和四十六年度の退職にかかわるものについては一・〇・五それぞれ増額し、昭和四十八年十月分から支給することとしております。

その二は、長期実在職した七十歳以上の者が受ける退職年金、減額退職年金及び廃疾年金並びに七十歳以上の者及び七十歳未満の妻、子または孫が受ける遺族年金の額の算定の基礎となつた給料について、四号給を限度として加算することとし、その年金額を増額することとしたほか、公務による廃疾年金及び遺族年金について、増加恩給の額の増額措置との均衡を考慮して、その最低保障額を引き上げることとしております。

その三は、これらの措置のほか、外国特殊機関職員の通算要件の緩和、教育公務員の勤続加給及び準文官期間の完全通算等の措置を講ずることとしております。

第二は、厚生年金保険制度の改正等に関する事項であります。

その一は、在職中死亡した者にかかわる遺族年金の受給資格年限について、他の社会保険の取り扱いとの均衡を考慮して、十年から一年に短縮することとしております。

その二は、厚生年金保険の給付の取り扱いを考慮し、退職年金の最低保障額を三十三万二千四百円に、遺族年金の最低保障額を二十三万五千二百円に、それぞれ引き上げることとしたほか、掛金及び給付の算定の基礎となる給料の最高限度額を二十二万に引き上げることとしております。

その三は、公庫等に転出した者にかかわる公庫等職員としての在職期間を組合員期間に通算する場合における通算の条件について緩和することとしております。

第三は、その他の制度の改正に関する事項であります。

その一は、地方団体関係団体職員共済組合が支給する年金について、地方公務員共済組合が支給する年金額の改定措置に準じて、その年金額を増額することとしております。

その二は、旧沖繩県町村吏員恩給組合及び旧樺太市町村吏員恩給組合の恩給条例の規定による退職料等については、現在まで給付できなかったものであります。他の旧町村吏員恩給組合の退職料等の取り扱いに準じ、この退職料等に相当する給付を関係市町村職員共済組合が支給することとし、そのための必要な措置を講ずることとしております。

以上がこの法律案の提案理由及びその概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決賜わりますようお願い申し上げます。

○委員長(久次米健太郎君) この際、本案の衆議院における修正部分について、修正案提出者衆議院議員中村弘海君から説明を聴取いたします。中村衆議院議員。

○衆議院議員(中村弘海君) ただいま議題となりました昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案につきまして、衆議院における修正の趣旨及び内容を御説明申し上げます。

まず、修正の趣旨について申し上げますと、御承知のとおり、別途今国会に提出されております厚生年金保険法等の一部を改正する法律案につきまして、厚生年金の基本年金額のいわゆる定額部分に關し、原案の被保険者期間一月につき九百二十円を千円に引き上げることと修正されたのであります。これに伴いまして、地方公務員等共済組合法に基づく年金の最低保障額等について、所要の引き上げ措置を講じようとするものであります。

その内容について御説明申し上げますと、退職年金の最低保障額につきましては、原案の三千万

二千四百円から三十二万六千六百円に、また、廃疾年金の最低保障額につきましては、廃疾の程度が一級に該当する者にあつては、原案の三十六万九千六百円から三十九万三千六百円に、二級に該当する者にあつては、同じく三十二万四千四百円から三十二万六千六百円に、三級に該当する者にあつては、同じく二十二万八千八百円から二十四万円に、さらに遺族年金の最低保障額につきましては、原案の二十三万五千二百円から二十五万四千四百円にそれぞれ引き上げることとするほか、通算退職年金のいわゆる定額部分につきましては、原案の二十二万八千八百円から二十四万円に引き上げることとするものであります。

以上が、修正の趣旨及びその内容であります。何とぞ御賛成くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(久次米健太郎君) 両案に対する審査は後日に譲ります。

○委員長(久次米健太郎君) 次に、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案を議題とし、発議者から趣旨説明を聴取いたします。

〔速記中止〕

○委員長(久次米健太郎君) 速記を始めて。

○衆議院議員(山口鶴男君) ただいま議題となりました地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案につきまして、日本社会党、日本共産党・革新共同、公明党及び民社党の提出者を代表して、その提案の趣旨及び内容の概要を御説明申し上げます。

最近の急速な経済成長の陰で、わが国の社会保障の水準は、西欧先進諸国に比べ、依然として低水準に置かれております。しかも注目すべきことは、すでに政府の昭和四十七年度経済白書も指摘しておりますとおり、経済規模の拡大につれて成長と福祉の乖離が次第に顕著となり、とりわけインフレを背景として、高齢者世帯、母子世帯等の所得格差が拡大し、社会的施設の偏在と不平等化

の進展と相まって所得と富の格差を一そう増大させている現状にあります。いまや成長より福祉への転換点に立つて、成長の成果を国民生活の充実に振り向けるべき絶好の機会であると言わなければならぬのであります。

このような観点から、現在の地方公務員の共済組合の現状を考慮いたします場合、その実態は、きわめて憂慮すべき状況に置かれているのであります。その国の福祉の水準は、その時代の老人の生活がどうなっているかを見ればわかると思われるのであります。地方公務員及びその遺族が、退職後の生活を保障し得る人間らしい年金を受け、病気になるまでも経済的不安のないようにすることは、共済組合の趣旨に照らして、当然の任務であります。

それだけでなく、最近における医療費の急激な増高は、各種共済組合の短期給付財源の収支を悪化させ、組合員に過重な負担をかける掛金の引き上げを余儀なくし、また一方、長期給付におきましても、ここ数年の異常なまでの消費者物価の上昇のもとで、年金受給者の生活は極度に逼迫しているのが実情であります。

このような事態に直面し、地方公務員の共済組合制度を充実強化するため、共済組合による給付の内容を大幅に改善し、年金額を平均給与額の変動に応じて自動的に改定するとともに、その財政については賦課方式を採用し、かつ、国の負担金割合を引き上げ、あわせて地方公務員の共済組合の制度が組合員の福祉の増進のために運用されるよう規定を整備するほか、退職者についての短期給付の特例等の措置を講ずることは、緊急かつ重要な課題となっているのであります。

以上の立場から、共済組合の短期給付及び長期給付の改善充実等をはかるため、本法案を提出いたしました次第であります。

次に、法案の内容につきまして、その概要を御説明申し上げます。

まず第一は、共済組合の給付に要する費用につき、短期給付については、国の負担割合を新設し、長期給付については、国の負担割合を引き上げ、組

合員の負担の軽減をはかったこととあります。すなわち、短期給付に要する費用につきましては、現在、地方公共団体と組合員の負担が百分の五十ずつとなつておりますのを、国の負担割合百分の二十、地方公共団体の負担割合百分の五十、組合員の負担割合百分の三十分とし、長期給付に要する費用につきましては、現在地方公共団体の負担割合百分の五十七・五、組合員の負担割合百分の四十二・五となつておりますのを、国の負担割合百分の三十、地方公共団体の負担割合百分の五十、組合員の負担割合百分の二十としたのであります。

第二に、従来の積み立て方式による長期給付の財政方式を改め、これを賦課方式に切りかえたこととあります。後に申し上げますように、本法案は長期給付の給付内容を大幅に充実させ、また年金のスライド制を実施することとしたのであります。が、このような給付内容の充実のためには、従来の積み立て方式では限界があるため、新たに賦課方式を採用したものであります。三年を一期とする期間を単位として、掛け金、国及び地方公共団体の負担金は、その期間内における給付に要する費用と均衡を保つよう定めることとしたのであります。

第三に、共済給付の内容を大幅に改善することといたしました。

まず、短期給付におきましては、家族療養費の給付率を現行百分の五十を百分の八十といたしました。次に、長期給付におきましては、退職年金は、現在その支給率が組合員期間二十年の場合、俸給年額の百分の四十となつておりますのを百分の六十に引き上げ、最高支給率も百分の七十を百分の八十一とし、さらに最低保障額十五万円を四十八万円に引き上げることといたしました。これに準じまして、退職一時金の額の引き上げ、廃疾年金の支給率及び最低保障額の引き上げをいたし、また、遺族年金の額につきましては、その最低保障額の引き上げとともに、現在退職年金額の半額とされておりましたのを八割相当額といたしました。

た。さらに、長期給付の算定の基礎は、従来退職前三カ年の俸給の平均額とされており、消費費物価の上昇の中で年々ベースアップが行なわれている現状等を考慮して、これを退職時の俸給といたしたのであります。

第四は、年金額の自動スライド制を採用したこととあります。右に述べましたように長期給付の額を大幅に改善いたしましたも、年々の消費費物価の上昇の中ではその価値は常に低下するのであります。これを是正して、年金受給者に一定の生活水準を確保するため、公務員の平均給与額が五割以上上昇した場合、政令によって、当然にそれに見合った年金額を引き上げる措置をとることとしたのであります。

第五は、遺族に対する給付を受けるための要件の緩和と年金者遺族一時金の創設であります。まず、遺族に対する給付を受けるべき遺族の範囲であり、年金を受ける遺族は、現在組合員の子、父母、孫、祖父母は、組合員死亡の当時組合員の収入によって主として生計を維持していた者に限られておりましたのを拡大しまして、一部でも組合員によって生計を維持しておればよいこととし、年金以外の給付を受ける遺族の範囲はこれを一そう拡大しまして、組合員によって生計を維持していない者等を含めることといたしました。そして、遺族年金の支給要件を満たしていてもそれを受けるべき遺族がないときには、組合員の収入によって生計を維持していなかった者に対して遺族年金の七・五年分の年金者遺族一時金を支給することとしたのであります。

次に、遺族年金の支給要件につきましては、現在、組合員期間が十年以上二十年未満である者に支給される遺族年金は、六カ月以上の組合員期間があれば支給されることとし、これに伴いまして、従来の遺族一時金は廃止することといたしました。

第六は、退職者についての短期給付の特例の新設についてであります。現行法では、退職の際に療養の給付等を受けている場合には、療養の給付等

の支給開始後五年間は継続して療養の給付等を受けることができることになっておりますが、退職後の新たな疾病や事故に対しては、共済組合員の資格がないため、給付水準の低い国民健康保険に頼らざるを得ないのであります。しかしながら、長年勤続して退職した者は、退職後二、三年の間に疾病する場合が多いという事情等を考慮いたしますと、退職後も一定期間は医療給付等が行なえるよう改善をはかることが必要であると考えられますので、組合員期間が十年以上である者が退職した場合または組合員期間が十年以上である者が五十五歳以上で退職した場合には、退職後十年間はなお短期給付を受けることができることとしたのであります。

第七は、地方公務員共済組合運営審議会委員についてであります。共済組合運営の実態及びその特殊性から、現在は非組合員であつても、たとえば労働組合の役員として専従業務に携わっている者等、かつて組合員であつたものについては、労働組合の推薦により、委員に任命できるようにしたのであります。

第八は、長期給付の支給のための積み立て金の運用について組合員の意思を反映させるようにしたことであります。すなわち、現在この積み立て金は、法律上の一定の制約のもとに組合員の意思が直接には反映しない形で組合または連合会が運用いたしておりますが、これがなるべく組合員の福祉のために活用されるよう、その管理、運用については、組合の運営審議会または連合会の評議員会の議決事項としたのであります。

第九は、年金受給者の福祉増進のため、共済組合は、福祉事業として新たに老人福祉施設その他必要な施設の設置、運営の事業を行なうことができることといたしました。これは、現在の共済組合の福祉事業が組合員の福祉増進のためのものに限られておりましたのを広げまして、かつて組合員であつた者が現在は年金を受けております者のための必要な福祉施設の設置、運営の事業をも行なうことができるようにしたものであります。

第十は、労働組合専従者の共済組合員としての継続についてであります。昭和四十三年十二月十三日において、地方公務員共済組合法に規定する職員であつた者が、在職中に地方公務員法の規定により職員団体または労働組合の役員としてその業務にもつぱら従事した者がその後職員を退職した場合においては、その退職の日の翌日において、職員団体または労働組合の役員であるときは、その後は、その後における職員団体または労働組合の役員である間、職員である組合員と同様に取り扱いものとしたのであります。

第十一は、退職一時金からの通算退職年金の原資の控除を受けないことを選択することができる期限の延長についてであります。すなわち、この選択期限は、男子については昭和四十四年十月三十一日に満了してありますが、その期限を、とりあえず、昭和五十一年五月三十一日まで延長することとしたのであります。

以上、この法律案の提案の理由及び内容の概略を申し述べました。何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願いする次第であります。

○委員長(久次米健太郎君) 和田委員から要求のあった質疑の資料を本日の会議録の末尾に掲載する件は、理事と協議の結果、掲載することにいたします。

これにて午後三時まで休憩いたします。

午後一時四十九分休憩

午後三時二十五分開会

○委員長(久次米健太郎君) ただいまから地方行政委員会を再開いたします。

公有地の拡大の推進に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○柴立芳文君 政務次官がたいへん時間がないようですから、それから先にお願いをいたしたいと思ひます。

ただいま議題になりました公有地の拡大の推進に関する法律の一部改正の議題であります。これは昨年の六月に成立をしまして、施行が九月一日、さらに同法の第二章の「市街化区域内の土地の先買」というふうなものについては十二月一日と、こういうふうなことになるわけでありましたが、非常に短い期間でさらに一部改正をしなければならぬというふうなおもな理由は、提案説明にも書いてございますけれども、よく端的に申し上げたいということが一つ。

もう一つは、この土地問題については政府間の関係の各省でいろいろ検討されている。さらに、今回提案されております国土総合開発法の中で十分書いてあるわけですね、これは通るか通らぬかわかりませんが、いわゆる過密過疎問題は、一そう深刻なものになってきているので、同時に土地利用の混乱あるいは地価の異常な高騰、投機的な土地の取引などに土地問題も激しさを加えており、これらの問題の解決は、いまや国土総合開発法にとつて重要な課題である、こういうふうな記述されておりました。第三番目に土地利用基本計画というものが出ております。これには五つの区域を指定するといふふうなことで、適正かつ合理的な土地利用がはかられるようにと、こういうふうに出ておるんですけれども、これによりまして、現在、同法案による一部改正にいたしましたも、さらにきつい規制、勧告とか、そういうものが出ておるようであります。したがって、こういうものとの関連におきまして、実は昨年成立したものを一部改正される、それが、この法案が成立するかしんないかは別にしまして、政府から出ているのですから、そういう関連がどういふふうな位置づけられておるのか。たとえば、この土地利用基本計画で「都市地域」というのがあります。その中の一環としてやれる部分もあるか、あるいはそのほかに目的があるかという問題について政務次官にお尋ねいたします。

○政府委員(武藤嘉文君) まず、第一点の、まだ

法律が施行されてから一年もたたないのにまた改正を申し出ているのはなぜか、こういうことでございますけれども、これは、昨年、この法律をお願いをいたしましたときには、とにかく先買い制度をはっきりさせて、そして少なくとも都市環境の整備を急速に進めなければならぬ市街化区域において公共関係の施設が十分に整備されるようにと、そのためには、思い切って先買いをしていかなければならない。そのためには、できるだけ届け出をしていただくなり、届け出の義務を課するなり、あるいは希望をとって、そしてそこで協議をして、なるべくより多くの公有地を拡大をしていこう、こういうのが去年のお願いをした趣旨だと思えます。

そこで、それならばそういうことでことしもそれでいけばいいんじゃないかということでございますが、先生御承知のとおり、昨年来のいわゆる過剰流動資金と申しますか、そういうようなものも影響いたしまして、土地に対しての投資あるいは投機が非常に激しくなったわけでございます。そしてその対象は、必ずしも市街化区域の土地にかかわらず、全国にまたがって相当の土地の買い占めが行なわれるようになったわけでございます。そういう観点から、これはたいへんだと、こんなことをしておいたら、せっかく公有地の拡大推進法をつくっていただいても、なかなか将来ににおいては公有地を確保することがむずかしくなるのだろう、こういうことで、市街化調整区域を含めまして、いわゆる都市計画の区域でございますところは全部ひとつ対象にさせていただいたらどうだろうか、と、そうしないことには、将来、公有地というものがあるに不足をしてきて、ものすごく高い金を出さなければ公有地が確保できなくなるのではないかということがございましたこと、もう一つは、やはり最近の住民の意思を尊重するという点からいたしまして、あるいはごみ処理場あるいは屎尿処理場、こういうようなものも十分整備をしていかなければならないということでございす。がしかし、こういうごみ処理場とか、屎

尿処理場とか、いわゆる流末処理の關係の施設というものは、もうすでに市街化されてしまったところでは受け入れが非常にむずかしいと、こういう場合もございまして、そういうものを市街化調整区域なんかに求めるということは案外いいことではないかと。そうなるかと、そういうところをつくるには、あらかじめまた公有地としてそこをとつていければ、将来その市街化——どんどん人口がふえてまいりましたときに、その流末処理をやる場所をあらかじめ確保していくと、こういうことでもいいんではないかということで、この際、一年足らずでございますけれども、改正をお願いをしたおまなる理由でございます。

それから第二に、先ほど御指摘ございましたように、いわゆる国総法というものも出ておる。そういういろいろの問題、ほかの法案との関連で、一体どうこの法律を位置づけていくのかということでございますが、まあ必ずしも国総法そのもの、とこの法律そのものが一致はいたしていいと思ひます。しかしながら、この一月の閣議了解事項にございます土地対策についての中にも一緒にあるものと、こゝりますように、国総法に盛りられておるものと、この公有地の拡大推進法に盛りられておるものと両方あるわけでございます。その点からも御理解がいたいただけると思ひますけれども、やはり、土地対策の一環としては、国総法に盛りられておることとも、またこの公有地拡大推進法に盛りられておることとも、これは土地対策としては一貫性のあるものであらうという感じがいたします。

そこで、具体的にはまた後ほど事務的にお客をいただくといしまして、しかしながら、それではある一定の地域になると、国総法のほうにもはまるし、公有地のこれにもどうもはまるんじゃないかと——たとえば、協議をする場合に、どっちの法律に基づいて協議をするのかというようなことが起きてくるわけでございますけれども、法案が両方通った場合には、その辺の調整というのはこれはしていかなきゃなりませんし、国総法の中にもその規定はたしか盛り込まれておると、

私、たか承知をいたしております。そういうことで、その辺は十分法律においては調整をしながら、実際に協議を申し出ていただく人にも御迷惑のかからないように、また、協議を受けて届け出をする人の御迷惑にならないように、また、そして届け出を受けて協議をする地方自治体においても困らないように、これは十分法律的な調整はしておるはずでございます。

○柴立芳文君 大体了解いたしましたのですけれども、たとえば第一問の場合におきましては、客観情勢が非常に変わってきたというふうなことで、さきに、去年成立した法案だけでは確保がむずかしい情勢も出てきたと、だから、その法を生かすために今度一部改正をするんだと、こういうことですね。

第二点については、理解しましたけれども、もしこの国総法が通りますと、土地売買の許可制というのが出てくるんです。だから、この届け出制というふうなことにについては、結局は両方通った場合においては、国総法が優先すると理解してよろしゅうございいますか。

○政府委員(武藤嘉文君) いまの許可制というののは、特別の規制区域でございまして、その地域はこの公有地の拡大推進法のほうははずすわけでございまして、適用除外になります。

○柴立芳文君 それじゃ、いまから事務当局の審議官のほうにお尋ねをいたしたいと思います。

私は土地対策につきましては、どうももう少しきつひひとつの規制をしていくべきではないかかねという私の考え方があるもんですからね。したがつて、そういう観点から質問をちょっと二、三してみたいと思うんですね。要するに、いまのこの法律ができ、そして一部改正をされる中にも、實際は、日本の国の経済の非常な伸展というものの、から起こつて、まあ福祉国家というものを、福祉第一年という意味もありまして、ことしの予算を見るにしても、たとえば、福祉関係の予算とか、あるいは地方財政計画による投資的経費というようなものも非常にふえているわけですよ。それを

受け入れる社会資本を蓄積していくというけれども、土地の確保という問題に非常に困難があると、こういうふうに見ておるわけです。そういう意味からいいますと、日本経済の非常な伸展というものに見合わない社会環境が非常に露骨に出ていたというのが、私は住宅だと思ふんですね。その住宅が、特に土地の高騰というふうなことから、確保しにくいという意味において、昨年一つの公共団体を使って――使つてと言つたらおかしいですけれども、利用して、お互いのことですからやつてもらいたいという法律の精神だと、それを確保されない危険が出てきたからさらに今度一部改正する、まあこういうふうにいまの政務次官の説明で理解をいたしたわけですね。したがって、いま自治省で、最近発表になりました公共投資の必要上の土地、このものが出てくるんですが、昭和四十七年から五十一年までの五カ年間で約三十三万ヘクタールの土地を地方公共団体が取得する必要がある、こういうふうに出ておるわけですね。

これを単年度に出しますというところ、約六万数千ヘクタールの需要と申しますか、必要性が、まあざつと見ればわかるんですけれども、そういうふうな計算になりますね。したがって一方、土地が、地価の暴騰というふうなものが極端に、年間一五%も上がつていふふうなことだから、いわゆる土地ブームという、ブローカーが暗躍する余地が出てくる。これは当然金利体制、そういうものから考えると起こつてくるはずなんですけれども、したがって、こういう結果は、たとえばお互いのサラーマンにいたしましたしても、マイホームの夢はいまや消え去つてしまつていふふうな社会情勢である。ここに国民の不満と不平といひは、すかね、不安と不満が生まれてくるというの、これは当然だと思ふんですよ。そこで、こういうふうな形を早急に除去するために、政府としても国策法をはじめとしていろいろ――建設省あたりでも住宅のための土地確保についていろんな案が出ておる。そういうふうなときに、とりあえず、昨年成立しました自治省のこの親法案というのに対して

それからさらに、第三点としましては、土地の融資を、企業によって土地取得が非常に大規模に行なわれるというような事情にかんがみまして、過当な融資を抑制するための金融機関に対する措

○柴立芳文君 四十八年度の進め方、六つの項に分けて説明をいただきましたが、それでは、去年からことしにかへましての事態についてちょっと明らかにさせていきたいと思いますと思うんですが、法

いうふうに分析をされているのか。それは、せっかく、たくさん件数あるようだけれども、成立していない。そこで、そういうことは十分にこの制度が生かされていないということになるわけなん

思いうような、そういう適地でないというような点がございます。それから、価格が、もう協議するまでもなく、初めから高過ぎて協議に入れない、こういうようなのが四千七百七十件のうち二六%

しか協議に入らなかつた理由でありますし、それから、千二百四十三件の協議の件数の中で二百十件しか成約がないというその理由としまして、われわれはこれを地方公共団体等に原函を——アンケートでございますが、調査をいたしましたところによりますと、売り主が主張する価格が、こちらが考えております適正な価格、すなわち公示価格を規準とし、あるいは公示価格がない場合には、こちらが鑑定いたしますその価格をこえて、価格の面で折り合いがつかない、こういう点が一番多い。

それから第二番目として、やはり相手に充ろうとしてから届け出ているわけですから、その相手方に対する信用ということを重んじまして、やはり公共団体よりはあちらさんに売りたいという、こういった信用関係等の重視というようなことが、なかなか協議に入りましても成約できなかったような大きな理由でございます。そのほかにもございますが、これらとび抜けて大きな件数となつております。

そこで、次に地価公示の問題にからみまして、大体地価公示というものは、安過ぎると申しますか、実勢に合わないのではないかと、こういったことかと存じましてお答えいたします。

公示価格は、ただいまおっしゃいましたように、大体これは公共団体等が買います場合はこれらを規準として、それから、一般の売買につきましては、この公示価格を指標としてやることをこの公示法は期待しておるわけでございまして、

〔理事寺本広作退席、委員長着席〕
公共用地等につきましてはこれを規準としていま
まで行なわれてきております。

で、この公示価格というのは、客観的なその土地の妥当な市場価格を計算したしておるものでございまして、非常に技術的にむずかしい面はございますが、諸種の鑑定士を使い、あるいは近傍の類地の価格等との比較を行なう等々、客観的な市場価格に近づくような評価のいろいろな技術を使いまして、これにアプローチしようとしているわけ

でございます。ですから、標準地点がまだ実際には少ないので、その標準地点から引っぱりつてきます。そして、現実の土地を算定いたしますときにこの標準地点を使うわけでございますが、そのものになつております公示された価格自体が、実勢よりも低過ぎるというふうにはわれわれは感じていないのでございます。

○柴立芳文君 それはあとほどですね、いわゆる優遇措置との関係においてあとでもう少し申し上げますけれども。

それでは、次に、今回の改正は、いわゆる市街化区域を広げて、調整区域ないし、あるいは都市計画区域を広げる、こういうふうになっておりますが、そこでこの対象地域の面積なんですけれども、今度広げられた土地の面積、特に市街化区域以外で届け出を要する面積というふうなものと、うなるかというふうなことを二、三お伺いしたいんですけれども、従来よりも広がったのでございいますので、当然面積が相当広がる計算に相なるかどうかと思うんです。土地の面積をどの程度見込まれているかというふうなことです。

それから、今度改正される中に、土地の開発公社のこともだいふ出ているんですけれども、これを資料によりますと、都道府県で設立済みが三十五となつていようですね。未設立が十二、市町村で五百二十二がいま設立されていると。だから、この二点について、いまからまあこれは地方公共団体の自主性ということでやらなければいけません。うがなない話でしょうけれども、これはやはり罰則もありますし、そうしていわゆるあめも、優遇措置もあるわけですから、皆さんがPRをされると

同時に、まだ設立していない土地開発公社等の問題をどう考えておられるのか。あわせてひとつお伺いしたい。

○政府委員(大塩洋一郎君) 最初に私のほうから……。

今回の改正によりまして、従来の市街化区域だけでなくありましたのが、都市計画区域全体に及んだことによりまして、どれぐらい対象が広がるかとい

うことにつぎまして、まず面積で申し上げますと、現在市街化区域の面積は百十七万ヘクタールでございます。これが都市計画区域全域に広がりますと、都市計画区域は八百一万ヘクタールでございます。ざっと七倍強くらいになりますか、七倍ぐらいの面積に広がるのであります。面積だけでは足りませんから、人口で申し上げますと、市街化区域内の人口は約六千万でございます。これが、市街化区域が今度都市計画区域に広がりますので、八百一万ヘクタール、七倍にふえましたその面積の中の人口は約八千七百万ということになります。そういうふうに、面積では七倍ぐらいふえ、人口におきましてはその約四〇％ぐらいふえると、こういう拡大を今回お願いしておるわけでございます。

○政府委員（近藤隆之君） 土地開発公社の關係につきましてお答えいたします。

ただいま御指摘ございましたように、都道府県関係におきましては、現在設立の認可をいたしておりますのが三十五府県でございます。まだ未設置が十二ございますが、このうち三県につきましては、この六月県議会上程しておるようでございます。いまして、いずれ、われわれのほうへ設立認可の申請がくるものと思っております。それから市町村の場合は、これは都道府県知事の認可になります。して、現在われわれの手もとへ報告がございましたのが設立済みで五百二十二、関係市町村数で一千三十九というような状況になっておるわけでございます。

昨年、公有地拡大進推法をつくりまして、公社というものを公認いたしました背景には、従来九、百八十にのぼるいわゆる土地開発公社が各都道府県、市町村にあったわけでございます。これらについては民法法人でございまして、公共のコント

ルールという点から欠ける点があったと。こうい
う土地問題が大きな問題となっており、かか
ら、やはり土地の購入というのはそういった民法
法人である開発公社にまかせるよりも、土地開発
公社というしっかりした法律の根拠のある公社を

設立するほうが望ましいということでのこの法律ができたわけでございますして、発足以来、一年足らない間にこれだけのものができたわけでございますが、若干の団体——市町村におきましては、まだ三分の二の市町村において設立を見ていないような状況でございます。

設立を見ていないその原因の一つといたしましては、従来の民法法人であります開発公社というのは、単なる土地の取得、造成のみでなくて、若干付带的と申しますか、上物までもできるような公社がほとんどでございます。今度公有地拡大推進法によります土地開発公社というのは、現行法ではこれは土地の取得、造成だけしかできないというふうに、非常に限定されておりました、そこが一つの障害になっておった点も事実でございます、もう少し弾力的にはかの仕事もできるよう

にしてほしいという要望が非常に強かったわけでございます。今回の改正におきまして、地方公共団体のコントロールのもとではございますけれども、若干上物もできるようにいたしまして、実態に合わせるように措置いたしました。したがいまして、今後この土地開発公社に切りかえる団体というのが相当ふえてくるだろうと思います。御案内のように、この法律に基づきます公社になりますれば、たとえば土地を売るときにおきまして、税制上の優遇措置があるわけでございまして、それなりのメリットがございまして、また公共のコントロールという面におきましては、当然のことながら、民法法人の場合とは比べものにならないぐらいのコントロールができるわけでございます。したがいまして、われわれといたしましても、従来の民法法人の公社をできる限りこの公社に切りかえるように指導はいたしていきたいと思っております。

○柴立芳文君　いまおっしゃったような、非常に組織がえをしなければいけない点があらうかと思えます。それはやはり先ほどの未成立と合わせてPRする必要がある、どういう方法をされているかわからないけれども、これは十分検討していた

だきまして、よくわかってもらうようにしないと、私どもも勉強して初めてわかるようなこととありますから、その点は少し大きくPRをお願いを申し上げます。

そこで優遇処置の問題について、これは大蔵省なんですけれども、呼んでおりませんから、皆さんの感觸で御返事願いたいと思うのです。租税特別措置法第三十四条によりまして、譲渡所得の特別控除、これがいま、従来のものに対して、施行令の第二条の第二項に、規模、これは二千万米、こういうようなのが出ておるのですけれども、優遇措置については、いま申し上げたように、特別控除の制度があると聞いているわけですが、あるわけですね。そこで、従来の内容を見ても、二千万米、これは約六百坪強だと思ふのですけれども、この場合、いわゆる優遇処置は、基礎控除的な形で五百万円というふうな優遇処置で免除するといふふうなことで、基礎控除的な形でやられるといふふうな聞いていますのですけれども、今回非常に広げられたので、面積を、広げられて、この優遇処置をそのままにしていく手はないと思ふただけけれども、これは大蔵省の租税特別措置法に關連があります。皆さんがこれを広げた法律を今回出されるのに、どうせ協議をしておられると思ふのです。その内容、もう少し広げられるのか、あるいは優遇処置の金額を上げられるのか、その点をお聞かせ願いたいと思ひます。

○政府委員(近藤隆之丞) 譲渡所得の特別控除の關係であらうかと思ひますが、これは規模でございまして、金額でございまして。従来、土地取引の対象となるような施設の用地に充てる場合におきましては千二百万円の控除、それからこの公有地拡大推進法によりまして届け出によつて先買協議したて買った場合におきましては三百万円というふうに、金額で控除額がきまつておつたわけでございます。われわれといひましては、この金額をもつと上げてほしいといふこと。それから、現行法におきまして、申し出によりまして場合

と、届け出によりまして場合と、同じであるわけでございますけれども、二つのやり方がありまして、その届け出によりまして、地方団体が介入して買入場合には、この譲渡所得の特別控除が働くわけでございますけれども、個人の申し出によつて地方団体等が買入場合には、これが働かないといふような点、こういうものを地方公共団体が買入場合には、全部も譲渡所得の控除の対象にしてほしいといふような点につきまして、大蔵当局と相当折衝を重ねたわけでございます。

それで、今国会におきまして成立いたしました租税特別措置法の一部改正法によりまして、従来取引対象の場合千二百万円のものが二千万円。それから先買協議権に基づく買取りの場合の控除額が、三百万のものが五百万といふように引き上げが行なわれました。ただし、一方の地方公共団体が買入場合には、すべて一律に最高二千万の控除をしてほしいといふような要望につきましては、租税特別措置の考え方、つまり買入における公権力によるディスタープの度合いによつてこの金額を変えておるといふようなその考え方を譲渡のわけにはいかない、租税特別措置の基本に触れる問題であるといふことで、この点につきましては、現在政府部内で意見が合わず、改正には至つておらないといふような状況でございます。

○柴立芳文君 それは、この法律というのは、届け出をさして協議をするわけだ。そして価格が合わなければやめた。二千万米を、実際悪く裏から考えると、千平米ずつ売れば届け出しくなくていい。そして日をかえるとしなくていい。こういうふうな、一般の法律からいくとざる法みたいだ。——この場合ざる法とは言えない、そういう趣旨でありますからね。だけれども、あめを出して、そしてこの法律の趣旨からいふと、拡大をする趣旨で出されているわけですから、そういうふうなことからいふと、これが基本ですよ、ここが。いま大蔵との關係をおっしゃつておられるのも、租税特別措置法の本旨からいふと、いろいろな問題もあるかもしれない。土地問題を解決す

る一環として、昨年からまあ自治省としては、いまより早く政府が出そうとしてゐるものに対して、都市地域においてはこういうふうな案を出されてゐる。そして、やはり届け出をして協議がととのなければならぬといふことという法案なんだから、そしてそれとあつていふと、四十五年から五十五年までの地方公共団体の投資累積額は約百十兆円といふ数字が出てゐるんですね。このうち、かりに二割が——二割といふのは適當かどうかはわかりませんが、二割が用地費とするならば、十一年間で二十二兆円、毎年二兆円の土地購入資金が必要といふ計算になるわけですね、計算だけは。また、自治省で発表しました、昭和四十七年度から五十一年度の五カ年間に三十三万ヘクタールの土地を地方公共団体が取得する必要があるといふことは、さきにも申し上げたとおりであります。これが見込まれるんだといふふうに出ておりますが、この購入に要する資金の見込み額は十一兆円、単年度平均は六万六千ヘクタールで、これは割つてみますと、金額二兆二千億見当といふ数字になりますよ。これはまことに膨大な金額です。そこで、これに対して地方公共団体及び土地開発公社が、土地取得に要する資金の財源処置はどういうふうなことを考へておられるのか。だから、おたくが出されたいふうな資料から計算してゐるんですね。それに対して、特に土地開発公社に対する資金処置がなければ仕事ができないはずですよ。たとえば、おたくから出された参考資料によりまして、四十七年度で、起債と土地開発基金、こういうふうなもの、もう一つは公営企業金融公庫の資金ワツ、この三つが資金源でしょう。それで、——いまさうだとおつ

しやいますので、それを見てみまして、四十七年度のその計画が二千五百五十億でしよ。そして四十八年の計画が三千二百三十億といふふうになつてゐるようですね、この資料では。しかし、四十七年度にしても、計画に対して許可できる見込み額が三倍ぐらゐ上がつてゐるでしよ。これは、要するに繰越金とかあるいは民間資本の導入ができるという計画だらうと思ふのですが、そ

○柴立芳文君 それじゃ次にもう一点だけ、この資金の關係についてちよつと明らかにしたい。だきたいと思ふんですね。資金の確保の問題、自治省が先般からまゝとめておられる地方財政の長期ビジョンによりまして、四十五年から五十五年までの地方公共団体の投資累積額は約百十兆円といふ数字が出てゐるんですね。このうち、かりに二割が——二割といふのは適當かどうかはわかりませんが、二割が用地費とするならば、十一年間で二十二兆円、毎年二兆円の土地購入資金が必要といふ計算になるわけですね、計算だけは。また、自治省で発表しました、昭和四十七年度から五十一年度の五カ年間に三十三万ヘクタールの土地を地方公共団体が取得する必要があるといふことは、さきにも申し上げたとおりであります。これが見込まれるんだといふふうに出ておりますが、この購入に要する資金の見込み額は十一兆円、単年度平均は六万六千ヘクタールで、これは割つてみますと、金額二兆二千億見当といふ数字になりますよ。これはまことに膨大な金額です。そこで、これに対して地方公共団体及び土地開発公社が、土地取得に要する資金の財源処置はどういうふうなことを考へておられるのか。だから、おたくが出されたいふうな資料から計算してゐるんですね。それに対して、特に土地開発公社に対する資金処置がなければ仕事ができないはずですよ。たとえば、おたくから出された参考資料によりまして、四十七年度で、起債と土地開発基金、こういうふうなもの、もう一つは公営企業金融公庫の資金ワツ、この三つが資金源でしょう。それで、——いまさうだとおつ

ですか。

○政府委員(近藤隆之君) ただいま御指摘になりましたように、今後、毎年地方公共団体あるいは地方公社が公共用地等として取得する用地面積が六万ヘクタールないし七万ヘクタールということで、その金額が二兆円にのぼるわけでございまして、四十七年度の実績を見ても、七万六千ヘクタール購入しておりますけれども、金額といたしまして二兆三千億の金額を要しております。

で、この金額がどういった措置によつてまかなわれたかということでございますけれども、このうち、地方公共団体が取得いたしました分、約半分でございますけれども、これは土地開発基金の活用でございますとか、あるいは地方債でございますとか、まあこれが主になつておるわけでございます。それから、土地開発公社が購入いたしました分につきましては、これは銀行等からの資金借り入れ及び公営企業金融公庫からの融資という形になつておるわけでございます。土地開発基金も二千六百億ぐらいの規模のものを持っております。しかし、これも必ずしも十分ではございません。ほとんど大部分というものが、地方債あるいは銀行からの融資によりましてこの土地資金がまかなわれておるといふような状況でございます。地方債の面につきましては、先ほども御指摘いただきましたように、四十八年度の計画額は一兆三千二百三十億というものを予定いたしておりますけれども、これも実情に應じて弾力的に運用していきたいと思つております。昨年の実績を見ても、三倍近くまでふえておるわけでございますので、必要に応じて許可をしていきたいと思つております。

それから、土地開発公社の資金でございますけれども、これは繰越資金が当然のことながら中心とならざるを得ないかと思つて、われわれといたしましては、公営企業金融公庫からの融資の道も開いておりますので、年々、今後ともこれを拡充をしていきたい。昨年は十億、今年度は七十億

というわずかな額でございますけれども、もちろん、これで足りるものではございませんので、今後とも公営企業金融公庫資金の拡充については努力していきたいと思つております。

○柴立芳文君 それじゃ審議官ね、まあ四十七年度はこれはあれですけれども、四十八年度の計画が、私の試算によると、三千二百三十億の地方債の問題、それから土地開発基金が二千六百七十億ぐらいでしよう。そして、あなたが最後に言われました公営企業金融公庫の資金ワクをふやしたいというところを開きましたら、大体七十億というところだ。そうすると、これを足しますと約六千億です。で、いま四十七年度の操作からいまして、この起債関係が約三倍ぐらい、いわゆる繰越金なりあるいは民間資本というふうなもの、資金を合わせて一兆五千億ぐらいになるんじゃないかと、四十七年度の推定から考えて私は計算しているんですが、その点は四十八年の資金ワクはその程度で押えていらつしやるかどうかをお聞きしたい。

○政府委員(近藤隆之君) それ以外に、土地開発公社関係のものは、地方債という形をとりませんで、銀行からの融資になりますから、別ワクになろうかと思つて、先ほども御説明いたしましたように、四十七年度の実績でも、地方公共団体が取得いたしましたのが四万ヘクタールで、一兆二千三百四十八億に費やしております。それから、地方公社関係は三万六千九百ヘクタールで、一兆一千億という金を土地取得に使つております。こういうふうな実績によりまして、現在の金融情勢、若干かげりを見せしておりますけれども、地方公共団体あるいは土地開発公社等のこういった関係の土地資金につきましては、大蔵当局とも十分話をしておりますので、弾力的に運用していただくようにいたしておりますので、従来の実績から考えましても、相当の土地取得資金というものは一応は確保できるのじゃないかと思つております。

○柴立芳文君 審議官ね、それは四十七年――

部改正をされなければ私はいいと思うんですよ。今度、一部改正をされるので、先ほどもお話がありましたように、面積が大体七倍強でしよう。人口は六千万人から八千七百万人にふえていきます。面積は七倍強になるんですよ。そして、どんな設立さして、いわゆる土地の問題の解決の環境としてこれをやるのだというところになると、法の整備はされるけれども、資金の裏づけをしないというところになるとこれはできない話なんだ。だから、これは要望しておきますけれどもね。それで、私はそう思つておるわけで、あなたがそれに對してどう理解されるかということだ。

○政府委員(近藤隆之君) 実は、この公有地拡大推進法によりましての従来の買取り実績によりまして買取り総額が百六十億程度のものでございます。私が先ほど来申しておりますのは、地方公共団体あるいは地方公社が毎年必要とする土地全体でございます。この公有地拡大推進法によつて買つたものという意味ではございません。全体として二兆という金が必要。だから、その内訳をいたしまして、今度の公有地拡大推進法改正によりまして、従来の百六十億でございますけれども、これが相当ふえてくるであらう、こういうふうに思つております。

○柴立芳文君 それじゃ最後にちょっと要望申し上げておきますが、少なくともこのPRを大いにやつていただきたいということ、それから規格、標準価格というものを適正にさらに建設省としては適用していただかないといけないということ、このことはやはり土地対策としては一つに進んだ考え方を去年からやられていたのだから、その適用区域も広げられてきているのだから、それを大いに、私は冒頭に申し上げましたように、土地対策はもう少し強硬にやられるべきであるという観点から申し上げているので、これはやはりいまから国議がどうなるかどうかかわかりませんが、先がけとしてやつておられると私は理解をするものですから、大いに資金の問題も調達をするような形に進めてほしいと、こう思うわけですよ。

それと、要するにどこでも商売――商売というところ、あるいは防犯の土地ブローカーの防犯とか、あるいは従来の土地ブローカーの防犯を防止するとかというふうなことも、私はこの一部改正の中にあると思うので、だから、そういうふうなことを防止するためにも、要するに適正な価格で公共用地を先取りして買取りという方向は間違ひではない。しかし問題は、地方公共団体がこういう商売をするというふうなことも新しく出るものから、特に土地等についてはいろいろのうわさも出てきますから、どうしても監督を厳重にしまして、この推進をやると同時に、適正にひとつ指導、監督をするというふうなことに對して格段の御協力を願いたい、こういうふうに考えております。

○委員(久次米健太郎君) 本案に対する本日の審査はこの程度にとどめます。

○委員(久次米健太郎君) なお、連合審査会に關する件についてはおかりいたします。

国有鉄道運賃法及び日本国有鉄道財政再建促進特別措置法の一部を改正する法律案について、運輸委員会に對し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

○委員(久次米健太郎君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

なお、連合審査会開会の日時につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

○委員(久次米健太郎君) 御異議ないと認め、さよう取り計らいます。

次に、健康保険法等の一部を改正する法律案及び厚生年金保険法等の一部を改正する法律案について、社会労働委員会に對し連合審査会の開会を申し入れることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(久次米健太郎君) 御異議ないと認め、
ちよと決定いたしました。

なお、連合審査会の開会の日時につきまして
は、これを委員長に御一任願いたいと存じます
が、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○委員長(久次米健太郎君) 御異議ないと認め、
ちよと取り計らいます。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時二十一分散会

【参照】

算定方式

①常勤医師1人1日当り給与額+②医師関連費用-③医師1人1日当り特掲
診療料のうち医師技術料

④常勤医師1人1日当り入院患者数(外来患者を入院換算)

昭和47年度関連数値

① 常勤医師1人1日当り給与額(人事院47年4月民間給与調査)
毎月きまって支給される給与 239,800円
臨時に支給される給与(4.82ヶ月分の $\frac{1}{12}$) 95,959円

計 335,759円

(註) 46年度自治体病院勤務医師平均給与(公営企業年鑑)
② 医師関連費用 333,324円

法定福利費 $104,000 \times \frac{60}{100} = 6,240$ 円
退職給与引当金 $239,800 \times 0.08 = 19,184$ 円
管理費配賦額 $335,759 \times 0.865 = 122,554$ 円

計 147,976円

③ 特掲診療料のうち医師技術料部分(46年社会医療調査)
(ア) 理学療法料、処置手術料、麻酔料、検査料の患者1人1日当り料金(甲表)入院 505円
外来 32円

うち医師技術料部分 20% 入院 118円 外来 6円

(イ) X線診断料 精神科特殊療法(薬物を除く) 入院 29円 外来 68円

1日当り料金(甲表) 入院 29円 外来 54円

④ 医師1人当り入院患者数(換算)

(ア) 非常勤を含む医師1人1日当り患者数(46年度患者調査)
入院 11.7人 外来 15.3人 計 26.9人

(イ) 非常勤医師比率(45年医療施設調査) 40%

(ウ) 非常勤医師の常勤換算率(42年11月中医協調査) 0.356

(エ) 外来患者の入院換算率(医療法医師数算定) 入院1:外来2.5

(オ) 常勤換算医師1人1日当り患者数 $\left(\frac{7}{1-(イ)+(ウ) \times \frac{1}{1.2}} \right)$
入院 15.8人 外来 20.7人 計 36.5人

(ウ) 入院換算 $15.8 + \frac{20.7}{2.5} = 24.0$

計算

1 全国平均

$$335,759 + 147,976 \times \frac{1}{30} - (15.8 \times (118 + 23) + 20.7 \times (6 + 54)) = 527 \text{円}$$

現行料金(甲) 1ヶ月以内 390円

1~3ヶ月 380円

3ヶ月以上 280円

2 常勤医師1人当り患者数の少ない場合(総合病院)

(イ)は17.4人となる

$$507 \text{円} \times \frac{24.0}{17.4} \times 0.9 = 654 \text{円}$$

調整率(特掲分が多い、平均年齢が低い)

3 常勤医師1人当り患者数の多い場合(精神病院)

(イ)は57.4人となる

$$527 \text{円} \times \frac{24.0}{57.4} \times 1.1 = 242 \text{円}$$

看護料 算定方式 ①看護要員1人1日当り給与額+②看護要員1人1日当り給与
関連費用+③看護要員管理費配賦額

看護要員1人1日当り患者数

① 看護要員給与額
(1) 看護婦給与

47年度 民間病院(47年4月人事院調査)
毎回きまって支給される給与

$$\text{臨時に支給される給与} \left(4.87 \text{ヶ月分} \times \frac{1}{1.2} \right)$$

計

国立病院(47年4月人事院調査)

毎月きまって支給される給与

47年中のべ7定昇による推定

$$\text{臨時に支給される給与} \left(4.8 \text{ヶ月分} \times \frac{1}{1.2} \right)$$

計

105,640

自治体病院(自治体調査)		平均給与	78,801
45年度	平均給与	15.7%	91,178
46年度	平均給与	15.1%	104,940
47年度	平均給与	15.1%	
これを46年の公費病院連盟による医療施設調査に基づいて民間(142,152人)、国立(37,500人)、公立(59,459人)三者の構成比率59.4%、15.7%、24.9%の加重平均を行なうと47年度平均給料 96,178円			
(2) 看護補助給与	公的病院(47年6月経営実態調査)	47年度の給与	49,120
	毎月きまっています支給される給与		
	47年中のべ7定昇による推定(114.2%)	臨時に支給される給与(4.8ヶ月分)	56,095
	臨時に支給される給与		22,438
	計		78,533
	民間病院(47年6月経営実態調査)	毎月きまっています支給される給与	45,481
	臨時に支給される給与(4.8ヶ月分)		18,437
	計		63,918
(3) 看護員給与額	構成比による加重平均	平均給与	68,692円
(1)(2)を47年度6月の公費病院連盟による経営実態調査による看護員、准看護員、看護補助者の構成比 89:11 によって加重平均すると $96,178 \times \frac{89}{100} + 68,692 \times \frac{11}{100}$			
(2) 看護員関連費用	(1) 看護員給与関連費用	法定福利費	5,770
		退職給与引当金	5,385
		計	11,155円
(2) 看護補助者関連費用	法定福利費	$68,692 \times \frac{60}{1,000}$	4,121
	退職給与引当金	$68,692 \times 0.7 \times 0.08 = 3,841$	
		計	7,962円
(3) 看護員関連費用	看護員給与	$11,155 \times \frac{89}{100} + 7,969 \times \frac{11}{100}$	
(3) 看護員管理費用	公費病院連盟調査によれば給与総額の 36.5%		37,944円

④ 看護員1人当り平均給与、関連費用

$$(96,178 + 11,155) \times \frac{11}{100} + (68,692 + 7,967) \times \frac{11}{100} = 108,958円$$

⑤ 患者1人1日当り看護料

$$(108,958 + 37,944) \times \frac{1}{30} = 1,576円(現行 940円)$$

$$(108,958 + 37,944) \times \frac{1}{30} = 1,182円(現行 740円)$$

入院施設利用料(室料)

算定方式
①減価償却費+②利子+③経費+④補助部門配賦額

① 減価償却費

制度融資基準による病床1床当り建設費

病床部門の1床当り建築費
1床当り面積 病床占有面積比率 単価
35㎡ × 0.44 × 68,120円

単価1㎡北海道以外の地域
(3.6エーベーター、特殊基礎、5階以上割増等20%増で

(4) 備品1床当り
耐用年数建物60年 電気、水道等附帯設備15年
構成比率 55% 45%
加重平均40年、ただし医学の進歩、国民生活水準の向上にともなう機能的耐用年数は、この70%程度となるので平均28年とする。

試算

建物 972,048円 × 0.9 ÷ 28 ÷ 865 ÷ 0.815(病床利用率) = 105円
備品 20,000円 × 0.9 ÷ 8 ÷ 865 ÷ 0.815 = 7円
計 112円

(2) 利子 972,048円 + 20,000円 × 0.065 ÷ 365 ÷ 0.815 = 215円

③ 経費

(7) 燃料費 1床当り経費 病床面積 月割 利用率
光熱水費 980円 × 0.44 ÷ 30 ÷ 0.815 = 76円(46年度)
修繕費 1,313円

47年度 76円 × 1.06 = 81円

(4) 清掃費 1床当り 1日当り 1㎡当り 利用率
35 × 0.44 × 50円 ÷ 30 ÷ 0.815 = 37円

(注) 47年6月公費病院連盟調査(46年間の月平均額を物価上昇率6%により補正)

経費計 113円
④ 補助部門配賦額(管理、ボイラー、電気、洗濯)
⑦ 補助部門給与費

100床当り入院患者の人員配分比率
 ケースワーカー 0.2(0.2) 入院患者の人員配分比率
 医師 4.7 (7.8) 入院外来収益比率
 一般事務 3.8 (0.6) 職員構成比率
 その他 4.4 (10.2) 0.4

入院1床当り職員数 0.044人(47.6公私有連調査)
 事務職員 0.018人(注)(()内は46年医療施設調査)
 1床当り給与額
 事務職員 91,691 臨時給与 36,829 計 128,250円
 事務職員 77,500 臨時給与 31,129 計 108,629円

(人事院民間給与)
 入院患者1人1日当り給与費

$$\frac{(128,250円 \times 0.044) + (108,129 \times 0.018)}{30} + 0.815 = 309(円)$$

(4) 消耗品、消耗備品費 1日1床当り額39円の60% = 23円
 (5) 減価償却費

管理、サービス部門占有率
 建物 (35㎡×63,120円×0.25)×0.9÷28÷365÷0.815×0.44(病棟占有率) = 25円
 機械 1床当り資産額 24,663円×0.9÷15÷365÷0.815×0.6 = 3円
 計 28円

(6) 利子(a)建設費にともなう利子

病棟占有率 利率

$(35㎡ \times 63,120 \times 0.25) \times 0.44 \times 0.065 \div 365 \div 0.815 = 52円$

(b)運転資金にともなう利子

患者1人1日当り収入 利率 支払までの日数

$3,122円 \times 0.07 \times \frac{60}{365} = 35円$

計 87円
 ⑦ (7)+(4)+(5)+(6) 447円
 試算 87円

① 112円 + ② 215円 + ③ 113円 + ④ 447円 = 887円
 現金料金 360円

算定方式 給食料

① 100床当り1人当り給与額 + ② 1人当り利用率 + ③ ④ ⑤ ⑥ ⑦ ⑧ ⑨ ⑩ ⑪ ⑫ ⑬ ⑭ ⑮ ⑯ ⑰ ⑱ ⑲ ⑳ ㉑ ㉒ ㉓ ㉔ ㉕ ㉖ ㉗ ㉘ ㉙ ㉚ ㉛ ㉜ ㉝ ㉞ ㉟ ㊱ ㊲ ㊳ ㊴ ㊵ ㊶ ㊷ ㊸ ㊹ ㊺ ㊻ ㊼ ㊽ ㊾ ㊿

① 100床当り事務員0.4人 栄養士1.0人調理士その他3.7人
 計5.1人(公私有連47年6月調査)

② 給与費

人事院調査による職種別民間平均給与

47年4月事務員 91,691円×0.4人 = 36,674円(行一平均)

栄養士 57,483円×1.0人 = 57,483円(栄養士平均)

調理士 77,501円×3.7人 = 286,753円(行二平均)

小計 380,920円

臨時給与(4.82ヵ月分) = 185,508円

法定福利費 $\frac{60}{1000} = 22,855円$
 退職給与別引当金1年1ヵ月分 = 30,473円
 給食1人1日当り額 53,328円

給食1人1日当り額

$\frac{380,920 + 185,508 + 53,328 \times \frac{1}{30}}{100} + 0.851 = 253.59銭$

④ 材料費

人事院調査の单身男子1人1日当り食料費を2,400カロリーに換算

47年4月 407円94銭× $\frac{2,400}{2,500} = 347円$

⑤ 経費

中小企業レストラン食堂の原価 光熱費、動力費、消耗品費、減価償却費の合計は給食材料、給料手当額の18%……108円

⑥ 管理部門費配賦額は材料、給料手当額の20%……120円

試算

給与費 材料費 経費 管理費
 254円 + 347円 + 108円 + 120円 = 829円
 現行給食料 400円
 基準給食加算 150円 計 550円

(注) 材料費に対する割合 2.38倍

中小企業食堂レストランの同割合 2.19倍

七月十日日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は三月二十一日)

一、地方公務員災害補償法の一部を改正する法律案

一、昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律等の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

(昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律の一部改正)

第一条 昭和四十二年以後における地方公務員等共済組合法の年金の額の改定等に関する法律(昭和四十二年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項第一号中「以下第三条の五まで」を「以下第三条まで、第六条及び第六條の四」に改める。

第七條中「第三条の五」を「第七條」に改め、同条を第十一條とする。

第六條中「第四條」を「第八條」に改め、同条を第十條とし、第五條を第九條とし、第四條を第八條とする。

第三条の五中「第三条の二」を「第六條」に改め、同条を第六條の四とし、同条の次に次の一条を加える。

(昭和四十八年度以後における地方団体関係団体職員共済組合の年金の額の改定)

第七條 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、廃疾年金又は遺族年金(以下この項において「地方公務員共済組合の年金」という。)の額がこの法律の改正により改定されることとなつた場合において、地

方団体関係団体職員共済組合の組合員であつた者に係る新法第十二章の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、廃疾年金又は遺族年金を地方公務員共済組合の年金とみなしたならばこれらの年金の額を改定すべきこととなるときは、政令で特別の定めをするものを除き、これらの年金の額を、当該地方公務員共済組合の年金の額の改定が開始される月分以後、当該改定に関するこの法律の規定の例により算定した額に改定する。

2 第六條第三項の規定は、前項の規定による年金額の改定により増加する費用の負担について準用する。

第三条の四第一項及び第二項中「第三条の二」を「第六條」に、「第三条の三」を「第六條の二」に改め、同条第三項中「第三条の二」を「第六條」に改め、同条を第六條の三とする。

第三条の三を第六條の二とし、第三条の二を第六條とし、第三条を第五條とし、第二条の三第八項中「遺族年金」の下に「(以下「沖繩の退職年金等」という。)」を加え、同条の次に次の三条を加える。

(昭和四十八年度における昭和四十五年三月以前の地方公務員共済組合の年金の額の改定)

第二条の四 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による退職年金、減額退職年金、通算退職年金、廃疾年金又は遺族年金のうちの昭和四十八年九月三十日において既に支給されている年金(以下次条までにおいて「既裁定年金」という。)で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十八年十月分以後、その額を、前条第一項の規定による改定年金額の算定の基礎となつた第

一条第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなされた額に一・二三四を乗じて得た額(その額のうち仮定新法の給料年額に係るものが二百六十四万円をこえる場合には、当該給料年額については、二百六十四万円)を、それぞれ同項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 既裁定年金のうち、前項の規定の適用を受けるもの(当該年金の額の算定の基礎となつた組合員期間のうち実在職した期間が当該退職年金を受ける最短期間(組合員である間に死亡したことを給付事由とする遺族年金については、十年)に達している年金に限る。)で七十歳以上の者又は遺族年金を受ける七十歳未満の妻、子若しくは孫に係るものに対する同項の規定の適用については、同項中「みなされた額」とあるのは、「みなされた額に恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号)附則第三条第一項の規定を参照して政令で定める額を加えた額」とする。この場合においては、第一条第三項後段の規定を準用する。

3 第一項の規定の適用を受ける年金を受ける者が七十歳に達したとき(遺族年金を受ける妻、子又は孫が七十歳に達したときを除く。)

は、その日の属する月の翌月分以後、その額を、前項の規定に準じて改定する。

4 第一条第五項の規定は、前三項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

5 前各項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和四十八年九月三十日において既に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについて準用する。この場合においては、第一条第六項後段の規定を準用する。

6 沖繩の退職年金等のうち、昭和四十八年九月三十日において既に支給されている年金で昭和四十五年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十八年十月分以後、その額を、前各項の規定に準じて政令で定めるところにより改定する。

(昭和四十八年度における昭和四十五年四月以後の地方公務員共済組合の年金の額の改定)

第三条 既裁定年金のうち昭和四十五年四月一日から昭和四十六年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和四十八年十月分以後、その額を、当該既裁定年金の額(その額につき年金額の最低保障額に関する新法、施行法その他の法律の規定で政令で定めるものの適用があつた場合には、その適用がないものとした場合の額)の算定の基礎とな

つた新法第四十四條第二項若しくは施行法第二條第一項第三十三号又は同項第二十九号若しくは第五十七條第三項若しくは第二條第一項第三十二号に規定する給料年額若しくは新法の給料年額又は退職年金条例の給料年額若しくは恩給法の給料年額若しくは共済法の給料年額に「一・三四」を乗じて得た額（その額のうち新法第四十四條第二項又は施行法第二條第一項第三十三号に規定する給料年額又は新法の給料年額に係るものが二百六十四万円をこえる場合には、これらの給料年額については、二百六十四万円）を、それぞれ第一條第一項各号に掲げる仮定新法の給料年額、仮定退職年金条例の給料年額又は仮定共済法の給料年額とみなし、同項の規定に準じて算定した額に改定する。

2 既裁定年金のうち昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和四十八年十月分以後、その額を、前項の規定に準じて算定した額に改定する。この場合において、同項中「一・二三四」とあるのは、「一・一〇五」と読み替えるものとする。

3 前条第二項から第四項までの規定は、前二項の規定の適用を受ける年金の額の改定について準用する。

4 前三項の規定は、地方公共団体の長等の退職年金等のうち、昭和四十八年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五

年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについて準用する。この場合においては、第一條第六項後段の規定を準用する。

5 沖縄の退職年金等のうち、昭和四十八年九月三十日において現に支給されている年金で昭和四十五年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間の退職に係るものについては、昭和四十八年十月分以後、その額を、前各項の規定に準じて政令で定めるところにより改定する。

（昭和四十八年度における通算退職年金の額の改定）

第四條 地方公務員共済組合の組合員であつた者に係る新法の規定による通算退職年金のうち、昭和四十八年十月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十八年十一月分以後、その額を、次の各号に掲げる額の合算額を二百四十で除し、これに当該通算退職年金に係る組合員期間の月数に乗じて得た額に改定する。

一 二十二万八千八百円

二 通算退職年金の仮定給料（当該通算退職年金の額の算定の基礎となつた新法の給料に十二を乗じて得た額を基礎として、当該通算退職年金を退職年金とみなしてこの法律の規定によりその年金額を改定するものとした場合にその改定年金額の算定の基礎

となるべき新法の給料年額を求め、その給料年額を十二で除して得た額をいう。）の千分の十に相当する金額に二百四十を乗じて得た額

2 前項の場合において、その者に係る第二号に掲げる金額が第一号に掲げる金額をこえるときは、同項の通算退職年金については、同項の規定にかかわらず、昭和四十八年十一月分以後、その額を、第一号に掲げる金額を第二号に掲げる金額で除して得た割合を同項の規定の例により算定した額に乘じて得た額に改定する。

一 前項第二号に規定する通算退職年金の仮定給料を三十で除して得た額に、組合員期間に応じ新法別表第二に定める日数を乘じて得た金額

二 前項に定める通算退職年金の額に、退職の日における年齢に応じ新法別表第三に定める率を乘じて得た金額

3 新法第八十二條第五項の規定に該当する通算退職年金については、同項の合算額のうちの一の額に係る年金ごとに前二項の規定の例により算定した額の合算額をもつてこれらの規定に定める通算退職年金の額とする。

4 第一條第五項の規定は、前三項の規定の適用を受ける通算退職年金の額の改定について準用する。

5 施行法第百三十二條の三第一項又は第二項の規定により支給される通算退職年金のうち、昭和四十八年十月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十八年十一月分以後、その額を、前各項の規定に準じて政令で定めるところにより改定する。

ち、昭和四十八年十月三十一日において現に支給されている年金で昭和四十七年三月三十一日以前の退職に係るものについては、昭和四十八年十一月分以後、その額を、前各項の規定に準じて政令で定めるところにより改定する。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第二條 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

第二條第一項第三号を次のように改める。

三 遺族 次に掲げる者をいう。

イ 組合員又は組合員であつた者の配偶者、子、父母、孫及び祖父母で組合員又は組合員であつた者の死亡の当時主としてその収入により生計を維持していたもの

ロ 組合員である期間（以下「組合員期間」という。）が十年以上である組合員又は当該組合員であつた者の配偶者（イに掲げる配偶者に該当するものを除く。）

第四十條第一項中「組合員である期間（以下「組合員期間」という。）を「組合員期間に改め、同条第三項中、退職一時金又は遺族一時金を「又は退職一時金」に改める。

第四十五條第一項中「第二條第一項第三号に規定する」を「配偶者、子、父母、孫及び祖父母の」に改める。

第四十七條中「遺族年金又は遺族一時金」を

「又は遺族年金」に改める。

第七十四条中第九号を削り、第十号を第九号とする。

第七十八条第二項ただし書中「十五万円」を

〇二

「三十万円」に改める。

第八十二条第三項第一号中「十一万四五百円」を

「二十二万八五百円」に改める。

第九十三条第一項第三号中「十年以上」を「一

年以上」に改め、同項第四号中「十年未満」を「一
年未満」に改め、同条第二項及び第三項第二号
中「十一万五千二百円」を「二十三万五千二百円」
に改める。

第九十八条を次のように改める。

第九十八条 削除

第一百零四条第三項中「十八万五千円」を「二十
二万円」に改める。

第四百零四条第二項中「復歸したとき」の下に
「又は公庫等職員である間に死亡したとき(その
者の遺族が厚生年金保険法の規定による遺族年
金を受ける権利を有するときに除く。第五項に
おいて同じ。)」を加え、同条第五項中「復歸した
とき」の下に「及び公庫等職員である間に死亡し
たとき」を加え、同条に次の一項を加える。

6 復歸希望職員が引き続き公庫等職員として
在職し、引き続き他の公庫等に係る公庫等職
員となつた場合(その者が更に引き続き当該
公庫等以外の他の公庫等に係る公庫等職員と
なつた場合を含む。)における前各項の規定の

適用については、この者は、これらの他の公
庫等に係る公庫等職員として在職する間、復
歸希望職員として在職するものとみなす。

第四百四十二條第二項の表の上欄中「第九十八
条第二項」を削る。

第四百四十四條の二第二項中「同じ。」の下に

「又は団体職員である間に死亡したとき」を、「そ
の復歸したとき」の下に「又は団体職員である
間に死亡したとき」を加え、同条第四項中「前
三項」を「前各項」に改め、「復歸した場合」の
下に「又は団体職員である間に死亡した場合」
を加え、同項を同条第五項とし、同条第三項中
「復歸したとき」の下に「又は団体職員である間
に死亡したとき」を加え、同項の次に次の一項
を加える。

4 復歸希望職員が引き続き団体職員として在
職し、引き続き他の団体職員となつた場合(そ
の者が更に引き続き当該団体職員以外の他の
団体職員となつた場合を含む。)における前三
項の規定の適用については、この者は、これ
らの他の団体職員として在職する間、復歸希
望職員として在職するものとみなす。

第六百六十四條第二項中「当該共済会を組織す
る地方議会議員である間における公務に關連す
る傷病により」を削る。

第六百六十七條の二中「国民金融公庫」の下に

「又は沖繩振興開発金融公庫」を加える。
第九百九十七條第二項中「退職一時金又は遺
族一時金」を「又は退職一時金」に改める。

第二百二條の表の上欄中「第九十八條第一項」
を削る。

第二百四條第四項中「十八万五千円」を「二
十二万円」に改める。

附則第十一條第一項に後段として次のように
加える。

この場合において、施行日前に旧町村職員
恩給組合を組織していた市町村(以下次項ま
でにおいて「恩給組合加入市町村」という。)
の職員であつた者に係る旧町村職員恩給組合
の条例の規定による給付の支払に要する費用
については、次項及び第五項の規定の適用が
ある場合を除き、自治省令で定めるところに
より、恩給組合加入市町村が負担する。

附則第十一條第二項中「旧町村職員恩給組合
を組織していた市町村(以下この項において
「恩給組合加入市町村」という。)」を「恩給組合加
入市町村」に改める。

別表第四中「一八三、六〇〇円」を「三九三、六
〇〇円」に、「一五〇、〇〇〇円」を「三二六、六
〇〇円」に、「一〇五、六〇〇円」を「二四〇、〇
八〇円」に改める。

(地方公務員等共済組合法の長期給付等に関す
る施行法の一部改正)

第三條 地方公務員等共済組合法の長期給付等
に関する施行法(昭和三十七年法律第百五十三号)
の一部を次のように改正する。

目次中「第三款 遺族一時金に関する経過措

置(第四十五條・第四十六條)」を「第三款 削
除」に改める。

第二條第一項第十九号中「及び条例在职年の
計算上年金条例職員として在職した期間に加え
られる期間」を「条例在职年の計算上年金条
例職員として在職した期間に加えられる期間及
び年金条例職員として在職した期間に準ずるも
のとして政令で定める期間」に改め、同項第二
十二号中「みなされる期間」の下に「及び旧長
期組合員であつた期間に準ずるものとして政令
で定める期間」を加え、同条第四項第二号中「第
四十四條」を「第四十五條」に改める。

第三條第四項第二号中「この項」を「この号」に
改め、同項第三号中「法律第八十二号」を「昭
和四十二年以後における国家公務員共済組合
等からの年金の額の改定に関する法律等の一部
を改正する法律(昭和四十八年法律第
号)」に改め、同条に次の六項を加える。

6 昭和二十一年一月二十九日前に給付事由が
生じた旧沖繩県町村吏員恩給組合恩給条例
(以下次項までにおいて「旧沖繩恩給条例」と
いう。)の規定による恩給組合条例の退職料等
に相当する給付で政令で定めるもの(次項及
び第十項において「沖繩の退職料等」という。)
については、この法律又はこれに基づく政令
に別段の規定があるもののほか、旧沖繩恩給
条例の規定の例により、当該条例の規定の適
用を受けていた者又はその遺族(当該条例の
規定による遺族をいう。次項及び第八項にお

いて同じ。)に対し、沖縄県市町村職員共済組合からこれを支給する。

7 前項の規定は、旧沖縄恩給条例が昭和二十一年一月二十九日から昭和四十一年六月三十日までの間においてもなお効力を有するものとしたならば当該条例の規定の適用を受けることとなる者として沖縄の市町村に在職した者又はその遺族につき当該条例の規定を適用するものとした場合にこれらの者に支給すべきこととなる沖縄の退職料等について準用する。

8 前二項の規定は、第三百三十二条の二第一項第二号に規定する沖縄の共済法の規定の適用を受ける者であつた期間を有する者又はその遺族については、適用しない。

9 昭和二十年九月三日前に給付事由が生じた旧樺太市町村吏員恩給組合恩給条例(以下この項において「旧樺太恩給条例」という。)の規定による恩給組合条例の退職料等に相当する給付(旧樺太恩給条例の規定の適用を受けていた者で同日以後引き続き樺太にあつたものについては、当該条例が同日からその者が帰国した日(その者が帰国前に死亡したときは、その死亡の日)までの間においてもなお効力を有するものとし、かつ、当該帰国又は死亡を当該条例の規定による退職又は死亡とみなして当該条例の規定を適用するものとした場合にその者又はその遺族(当該条例の規定による遺族をいう。以下この項において同じ。))に

支給すべきこととなる給付を含む。)で政令で定めるもの(次項において「樺太の退職料等」という。)については、この法律又はこれに基づく政令に別段の規定があるもののほか、旧樺太恩給条例の規定の例により、当該条例の規定の適用を受けていた者又はその遺族に対し、政令で定める市町村職員共済組合からこれを支給する。

10 第六項若しくは第七項又は前項の規定により支給される沖縄の退職料等又は樺太の退職料等は、新法及びこの法律の適用については、第一項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合条例の規定による退職料等とみなす。

11 第八項及び前項に定めるもののほか、同項に規定する沖縄の退職料等又は樺太の退職料等の額の算定の基礎となる給料の額の計算方法その他第六項、第七項及び第九項の規定の適用について必要な事項は、政令で定める。

第三条の三第一項第二号中「法律第百十三号による改正後の」を「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第 号。以下この項において「法律第 号」という。)による改正後の」に改め、同項第五号中「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十七年法律第百八十号)」を「法律第 号」に改める。

第三条の四の次に次の一条を加える。

第三条の四の二 国の新法の規定による年金の額の改定に関する法令の制定又は改正により

国家公務員共済組合が支給する国の新法の規定による通算退職年金の年額が改定された場合において、第三条第一項、第三項及び第四項の規定により市町村職員共済組合が支給すべき恩給組合条例の規定による退職年金条例の通算退職年金又は旧市町村共済法の規定による通算退職年金を国の新法の規定による通算退職年金とみなしたならばその額を改定すべきこととなるときは、当該年金の額を改定するものとし、その改定及び支給については、政令で特別の定めをするものを除き、当該国の新法の規定による通算退職年金の額の改定に関する法令の規定の例による。

第三条の五中「前三条」を「第三条から前条まで」に改める。

第七条第一項第一号中「第四十四条」を「第四十五条」に改め、同項第四号中「その後引き続き」を「その後他に就職することなく政令で定める期間内に」に改め、同条第二項中「又は遺族一時金」及び「(退職一時金の場合にあつては第一号から第四号までの期間、遺族一時金の場合にあつては第五号から第八号までの期間に限る。)」を削り、第五号から第八号までを削る。

第十条第四号中「法律第百五十五号附則第四十二條第一項又は第四十三條に規定する外国政府職員又は外国特殊法人職員に係る外国政府又は法人」を「外国政府等(法律第百五十五号附則第四十二條第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府、同法附則第四十三條に規定する外

国特殊法人職員に係る法人及び同法附則第四十三條の二第二項に規定する外国特殊機関職員に係る特殊機関をいう。以下この号において同じ。))に、「当該外国政府又は法人」を「当該外国政府等」に改め、同条第五号を削り、第六号を第五号とし、第七号を第六号とする。

第十三条第二項中「十五万円」を「三十万円」に改める。

第三十六条中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改める。

第三十九条の見出し中「十年」を「一年」に改める。

第四十一条中「二十四万円」を「二十九万六千六百六十円」に、「二人については、七千二百円」を「二人までは、一人につき九千六百円」に改める。

第四十二条中「十一万五千二百円」を「二十五万五千二百円」に改める。

第二章第四節第三款を次のように改める。

第三款 削除

第四十五条及び第四十六条 削除

第四十八条を次のように改める。

第四十八条 削除

第五十五条第一項中「第四十八条」を「第四十九条」に改め、同条第二項中「(退職一時金の場合にあつては第一号から第四号までの期間、遺族一時金の場合にあつては第五号から第八号までの期間に限る。)」を削る。

第五十七條第二項中「又は第十項」を、第十項又は第十四項に改め、「同条第十一項」の下に「又は第十二項」を加え、同条第三項第二号中「附則第十一條第一項」の下に「又は恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百三十三号)附則第十三條第一項」を加え、同条第四項中「六十歳」を「六十歳」に、「恩給法等の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第百三十三号)附則第六條」を「法律第百五十五号附則第十四條(同法附則第十八條第二項、第二十三條第六項及び第三十一條において準用する場合を含む。)」に改める。

第六十四條第一項中「若しくは第四号又は第七号若しくは第八号」を「又は第四号に改める。第八十一條中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改める。

第八十五條を削り、第八十五條の二を第八十五條とする。

第八十七條及び第八十八條第三項中「第五百五條」を「第五百五條の二」に改める。

第二百二條中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改める。

第二百七條及び第九十九條第五項中「第二百二條」を「第二百二條の二」に改める。

第二百十八條中「支給し、遺族一時金は、支給しない」を「支給する」に改める。

第二百二十五條第三項中「復讐したとき」の下に「又は公庫職員である間に死亡したとき(その者の遺族が厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有するときは除く。)」を加え、同条に次の一項を加える。

7 復讐希望職員が引き続き公庫職員として在職し、引き続き新法第百四十條第一項に規定する公庫等のうち住宅金融公庫以外のもの(次条において「他の公庫等」という。)に係る同項に規定する公庫等職員(以下この項において「他の公庫等職員」という。)となつた場合(その者が更に引き続き当該他の公庫等職員以外の他の公庫等職員となつた場合を含む。)

における前各項の規定の適用については、その者は、これらの他の公庫等職員として在職する間、復讐希望職員たる公庫職員として在職するものとみなす。

第二百二十六條中「在職する間」の下に「(これに引き続き他の公庫等に在職する場合を含む。)」を加える。

第二百二十七條第二項中「復讐したとき」の下に「又は公庫等職員である間に死亡したとき(その者の遺族が厚生年金保険法の規定による遺族年金を受ける権利を有するときは除く。)」を加え、同条第四項中「第五項」を「第五項及び第七項」に改める。

第二百二十八條第二項中「及び第五項」を、第五項及び第七項に改める。

第三百三十一條第二項第二号中「法律第百五十五号附則第四十二條第一項又は第四十三條に規定する外国政府職員又は外国特殊法人職員に係る外国政府又は法人」を「外国政府等(法律第百五十五号附則第四十二條第一項に規定する外国政府職員に係る外国政府、同法附則第四十三條に規定する外国特殊法人職員に係る法人及び同法附則第四十三條の二第二項に規定する外国特殊機関職員に係る特殊機関をいう。以下この号において同じ。)」に、「当該外国政府又は法人」を「当該外国政府等」に改め、同項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

第三百三十二條の八中「第五百五條」を「第五百五條の二」に改める。

第三百三十四條第一号中「遺族年金又は遺族一時金」を「又は遺族年金」に改め、同条第二号中「(第四十七條第一項第一号又は第六十三條第九項の規定により遺族に支給される一時金にあつては、新法の規定による遺族一時金を削る。第百四十三條の二第二項中「以下次条において同じ。」を削り、同条第三項中「又は新法第九十八條及び」又は遺族一時金」を削る。

第百四十三條の二の次に次の一條を加える

る。

第百四十三條の二の三 団体共済組合員期間が二十年未満である団体共済更新組合員で、施行日前におけるその者の四十歳に達した月以後の第百四十三條の二第一項第一号の期間が十五年以上二十年未満であるものが退職し、又は退職後業務傷病によらないで死亡した場合(新法第二百二條において準用する新法第七十四條に規定する廃疾年金を受けることとなり、又は受けている場合及び新法第二百二條の二第一項の規定の適用がある場合を除く。には、新法第二百二條において準用する新法第七十八條第一項又は第九十三條第一項第二号の規定の適用については、その者は、団体共済組合員期間が二十年以上である者に該当するものとみなす。この場合において、新法第二百二條の二第二項及び第三項の規定を準用する。

第百四十三條の四第二項中「十五万円」を「三十万円」に改める。

第百四十三條の五第三項中「第八十二條」を「新法第八十二條」に改める。

第百四十三條の十四の見出し中「十年」を「一年」に改める。

第百四十三條の十五中「十一万五千二百円」を「二十万五千二百円」に改める。

第百四十三條の十六を次のように改める。

第百四十三條の十六 削除

別表第二中「九五三、二〇〇円」を「一、一六七、八〇〇円」に、「六二二、二〇〇円」を「七五七、八〇〇円」に、「四二三、二〇〇円」を「五〇〇、八〇〇円」に改め、同表の備考二中「三万六千円」を「七万二千円」に改め、同表の備考三中「二万四千円」を「二万八千八百円」に、「二人については、七千二百円」を「二人までは、一人につき九千六百円」に改める。

七月十一日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案

特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法案

する土地の区域について、市長の意見をきき、かつ、次条第一項の規定による関係権利者の同意を得て、当該区域において施行されるべき土地面整理事業（土地面整理法（昭和二十九年法律第九十九号）による土地面整理事業をいう。以下同じ。）の事業概要（以下単に「事業概要」という。）を作成し、市に對し、その事業概要に係る土地面整理事業を施行すべきことを要請することができる。

一 当該区域内において建築物の敷地として利用されている土地がきわめて少ないこと。
二 当該区域の面積が五ヘクタール以上であること。

三 当該区域内の特定市街化区域農地の面積が当該区域内の土地（土地面整理法第二条第五項に規定する公共施設の用に供されている国又は地方公共団体の所有する土地を除く。以下同じ。）の面積の五十パーセント以上であること。
四 その他建設省令で定める基準に適合していること。

2 前項の規定により土地面整理事業の施行を要請しようとする者は、市長に對し、事業概要の作成のために、土地面整理事業に關し専門的知識を有する職員の技術的援助を求めることができる。

3 事業概要の作成に關し必要な技術的基準は、建設省令で定める。
（事業概要についての土地の所有者及び借地権者の同意）

第四条 前条第一項の規定により土地面整理事業の施行を要請しようとする者は、事業概要について、同項の区域内の土地について所有権又は借地権（借地法（大正十年法律第四十九号）第一条に規定する借地権をいう。以下同じ。）を有するすべての者の三分の二以上及びその区域内の特定市街化区域農地の所有権を有するすべての者の三分の二以上の同意を得なければならぬ。この場合においては、同意した者が所有するそ

の区域内の土地の面積と同意した者が有する借地権の目的となつてゐるその区域内の土地の面積との合計がその区域内の土地の総面積と借地権の目的となつてゐる土地の総面積との合計の三分の二以上であり、かつ、同意した者が所有するその区域内の特定市街化区域農地の面積がその区域内の特定市街化区域農地の総面積の三分の二以上でなければならぬ。

2 土地面整理法第十九条及び第三百三十条第一項の規定は、前項の場合について準用する。
（土地面整理事業の施行）

第五条 第三条第一項の規定により土地面整理事業の施行の要請を受けた市は、その要請された土地面整理事業の施行の障害となる事由がない限り、当該土地面整理事業を施行するものとする。
（住宅金融公庫の資金の貸付けの特例）

第六条 住宅金融公庫が、特定市街化区域農地を転用して、賃貸又は譲渡する住宅を建設しようとする当該特定市街化区域農地の所有者その他の者で政令で定めるものに對し、住宅金融公庫法（昭和二十五年法律第五十六号）第二十条第二項の規定による限度において同法第十七条第一項の規定により資金を貸し付ける場合における当該貸付金の利率は、同法第二十一条第一項又は第二項の規定にかかわらず、同法第十七条第一項第三号に該當する者に対する貸付金にあつては年四・五パーセント、同項第四号に該當する者に対する貸付金にあつては年六・八パーセントとする。
（農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法の特例）

第七条 特定市街化区域農地を転用して賃貸住宅を建設する場合においては、当該賃貸住宅が、農地所有者等賃貸住宅建設融資利子補給臨時措置法（昭和四十六年法律第三十二号）第二条第二項に規定する特定賃貸住宅に該當しないものであるとしても、その規模、構造及び設備が同項の建設省令で定める基準に適合し、かつ、同項第

一号に掲げる条件に該當する一団地の住宅の全部又は一部をなすと認められるときは、これを同項に規定する特定賃貸住宅とみなして、同法の規定を適用する。
（特定市街化区域農地等の譲渡に係る所得税の軽減等）

第八条 特定市街化区域農地（特定市街化区域農地の上に存する権利を含む。）を有する個人が、当該特定市街化区域農地を宅地の用に供するため譲渡した場合においては、租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）で定めるところにより、その譲渡に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項に規定する譲渡所得についての所得税を軽減する。

2 前項の規定により租税特別措置法においてその譲渡に係る譲渡所得に係る所得税が軽減される特定市街化区域農地を譲り受けた者は、できる限りすみやかに、当該土地に住宅その他の建築物を建設しなければならない。
（特定市街化区域農地を転用して新築した貸家住宅等に係る不動産取得税及び固定資産税の軽減）

第九条 特定市街化区域農地（特定市街化区域農地の上に存する権利を含む。）を有する者が、当該特定市街化区域農地を転用して、当該土地に、又は当該土地及びこれに隣接する土地にわたつて貸家住宅を新築した場合においては、地方税法で定めるところにより、当該貸家住宅の取得に係る不動産取得税並びに当該貸家住宅及びその敷地の用に供する当該土地に係る固定資産税を軽減する。
（国及び地方公共団体の援助）

第十条 国及び地方公共団体は、特定市街化区域農地の宅地化の促進を図るため、特定市街化区域農地の所有者の要請に係る土地面整理事業の施行、特定市街化区域農地を転用して行なう住宅の建設等に關し、財政上、金融上及び技術上の援助に努めるものとする。

2 国は、地方公共団体に対し、特定市街化区域農地の宅地化の促進に伴つて必要となる公共施設の整備について、財政上及び金融上の援助を与えるものとする。

農地の宅地化の促進に伴つて必要となる公共施設の整備について、財政上及び金融上の援助を与えるものとする。

附則
（施行期日等）
第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 第三条第一項の規定により特定市街化区域農地の所有者が土地面整理事業を施行すべきことを要請することができるのは、昭和五十一年三月三十一日までとする。

2 第六条の規定は、住宅金融公庫が昭和五十一年三月三十一日までに資金の貸付けの申込みを受理したものについて、適用する。
（租税特別措置法の一部改正）
第三条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

目次中「第三十一条の二」を「第三十一条の三」に改める。
第三十一条の二第二項中「第三十一条の二第一項」を「第三十一条の三第一項」に改め、第二章第四節第二款中同条を第三十一条の三とし、第三十一条の次に次の一条を加える。

（特定市街化区域農地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）
第三十一条の二 前条第一項の場合において、同項の譲渡が特定市街化区域農地等の譲渡で当該特定市街化区域農地等を宅地の用に供するためのものである（当該譲渡につき農地法（昭和二十七年法律第二十九号）第五条第一項第三号の届出を要する場合には、当該届出がされた後に行なつたものに限る。）に該當するときは、当該譲渡による譲渡所得に係る昭和四十八年分から昭和五十年分までの各年分の所得税については、前条第一項中「百分の二十（昭和四十五年分及び昭和四十六年分の所得税については百分の十とし、昭和四十七年分及び昭和四十八年分の所得税については百分の十五とする。）とあるのは、「百分の十五（昭和四十八年分の所得税については、百分

の十」とする。

2 前項に規定する特定市街化区域農地等とは、特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法律第 号）第二条に規定する特定市街化区域農地（当該特定市街化区域農地の所有者である個人が、当該特定市街化区域農地につき昭和四十八年一月一日以後に農地法第四条第一項第五号の届出がされた後に引継ぎ続き当該土地を宅地として所有する場合における当該土地を含む）及び当該特定市街化区域農地の上に存する権利をいう。

3 第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする年分の確定申告書に、同項の規定の適用を受けようとする旨の記載があり、かつ、同項の規定に該当する旨を証する書類として大蔵省令で定める書類の添附がある場合に限り、適用する。

4 税務署長は、確定申告書の提出がなかつた場合又は前記の記載若しくは添附がない確定申告書の提出があつた場合においても、その提出又は記載若しくは添附がなかつたことについてやむを得ない事情があると認めるときは、当該記載をした書類及び同項の大蔵省令で定める書類の提出があつた場合に限り、第一項の規定を適用することができる。

第三十三条第一項第四号中「昭和二十七年法律第二百二十九号」を削る。

第三十四条の二第二項第一号の次に次の一号を加える。

一の二 第三十一条の二第一項に規定する特定市街化区域農地等が、前号に規定する法人の行なう宅地造成のためにこれらの者に買い取られる場合（第三十三条第一項第二号、第三十三条の二第一項第一号、前条第二項第一号又は前号の規定の適用がある場合を除く。）

第四条 前条の規定による改正後の租税特別措置法第三十一条の二及び第三十四条の二第二項第

昭和四十八年八月三日印刷

一号の二の規定は、昭和四十八年分以後の所得税について適用する。

（地方税法の一部改正）

第五条 地方税法の一部を次のように改正する。附則第十一条の二に次の二項を加える。

3 道府県は、特定市街化区域農地（特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法（昭和四十八年法律第 号）第二条に規定する特定市街化区域農地をいう。以下本項並びに附則第十六条第三項及び第四項において同じ。）の所有者又は特定市街化区域農地について耕作の事業に供するための農地法第二条第七項第二号に規定する使用収益権を有する者（これらの者の相続人を含む。附則第十六条第三項及び第四項において「特定市街化区域農地の所有者等」という。）が、当該特定市街化区域農地につき同法第四条第一項第五号又は第五条第一項第三号の届出（附則第十六条第三項及び第四項において「取用の届出」という。）がされた後、当該土地の上に、又は当該土地及びこれに隣接する土地にわたつて同条第二項に規定する中高層耐火建築物（地上階数（同項に規定する地上階数をいう。）四以上を有するものに限る。）である貸家の用に供する住宅で政令で定めるものを新築した場合（政令で定める場合を除く。）において、その者がその新築の日から引継ぎ二年以上当該住宅を貸家の用に供したときにおける当該住宅の取得に対してその者に課する不動産取得税については、当該取得が特定市街化区域農地の固定資産税の課税の適正化に伴う宅地化促進臨時措置法の施行の日から昭和五十一年三月三十一日までの間（同条第三項及び第四項において「指定期間」という。）に行なわれたときに限り、その者の当該住宅の取得に係る不動産取得税額（その一部を貸家の用に供する住宅にあつては、貸家の用に供する部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額

とする。）の二分の一に相当する額を当該不動産取得税額から減額するものとする。

4 第七十三条の二十五から第七十三条の二十七までの規定は、前項に規定する住宅の取得に対して課する不動産取得税の税額の徴収猶予及びその取消し並びに当該不動産取得税に係る地方団体の徴収金の還付について準用する。この場合において、第七十三条の二十五第一項中「土地」とあるのは「住宅」と、「前条第一項第一号」とあるのは「附則第十一条の二第三項」と、「同条」とあるのは「同項」と、同条第二項中「土地」とあるのは「住宅」と、第七十三条の二十六第一項中「第七十三条の二十四第一項第一号」とあるのは「附則第十一条の二第三項」と、「同条」とあるのは「同項」と読み替へるものとする。

附則第十六条第二項中「有するものをいう。」の下に「次項において同じ。」を加え、「併用住宅」というものをいう。を「併用住宅」という。をいう。以下次項までにおいて同じ。に改め、「固定資産税については」の下に「次項の規定の適用がある場合を除き」を加え、同条に次の二項を加える。

3 市町村は、特定市街化区域農地の所有者等が、当該特定市街化区域農地につき取用の届出がされた後、当該土地の上に、又は当該土地及びこれに隣接する土地にわたつて中高層耐火建築物（地上階数四以上を有するものに限る。）である貸家住宅（その全部又は一部がもつぱら住居として貸家の用に供される住宅をいう。以下本条において同じ。）で政令で定めるものを指定期間内において新築し、かつ、現に貸家の用に供している場合（政令で定める場合を除く。）における当該貸家住宅に對してその者に課する固定資産税については、当該貸家住宅に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、その者の当該旧農地に係る固定資産税額（当該旧農地の一部が第三百四十九条の三の二に規定する住宅用地に該当し、又は当該貸家住宅の一部がもつぱら住居として貸家の用に住されてゐる場合には、当該旧農地のうち本項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該固定資産税額から減額するものとする。

4 市町村は、特定市街化区域農地の所有者等が、当該特定市街化区域農地につき取用の届出がされた後、当該土地（以下本項において「旧農地」という。）又は当該旧農地及びこれに隣接する土地にわたつて貸家住宅で政令で定めるものを指定期間内において新築し、かつ、現に貸家の用に供している場合（政令で定める場合を除く。）における当該貸家住宅の敷地の用に供する土地のうち当該旧農地に對してその者に課する固定資産税については、当該貸家住宅に對して新たに固定資産税が課されることとなつた年度から三年度分の固定資産税に限り、その者の当該旧農地に係る固定資産税額（当該旧農地の一部が第三百四十九条の三の二に規定する住宅用地に該当し、又は当該貸家住宅の一部がもつぱら住居として貸家の用に住されてゐる場合には、当該旧農地のうち本項の規定の適用を受ける部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の二分の一に相当する額を当該固定資産税額から減額するものとする。

されることとなつた年度から十五年度分の固定資産税に限り、その者の当該貸家住宅に係る固定資産税額（区分所有に係る貸家住宅にあつては、本項の規定の適用を受ける部分に係る税額として各区分所有者ごとに政令で定めるところにより算定した額の合算額とし、区分所有に係る貸家住宅以外の貸家住宅でその一部がもつぱら住居として貸家の用に供されているものにあつては、当該貸家の用に供されている部分に係る税額として政令で定めるところにより算定した額とする。）の三分の二に相当する額を当該固定資産税額から減額するものとする。

昭和四十八年八月四日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

B